

# 平成26年塩尻市議会3月定例会

## 総務環境委員会会議録

○日 時 平成26年3月11日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 1号 塩尻市霊園条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市斎場条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市情報プラザ条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市奈良井駐車場条例の一部を改正する条例

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

### ○出席委員・議員

委員長 古畑 秀夫 君

副委員長 横沢 英一 君

委員 山口 恵子 君

委員 森川 雄三 君

委員 青柳 充茂 君

委員 柴田 博 君

委員 塩原 政治 君

委員 中原 輝明 君

議長 五味 東条 君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

### ○議会事務局職員

事務局長 宮本 京子 君

事務局次長 石川 忍 君

庶務係長 小澤 秀美 君

○**委員長** 皆様、おはようございます。時間より少し早いわけですが、全員がおそろいでございますので、ただいまから3月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。総務環境委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。2月の大雪の際には、議員の皆様には大変御心配をおかけをいたしましたし、また地元等の対応に当たっていただきまして、本当にありがとうございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日委員会に提案を申し上げます案件につきまして、条例案件、あるいは予算案件でございます。よろしく御審査をいただきたくお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について副委員長より説明させます。

○**副委員長** おはようございます。今委員会でございますが、本日とあすの2日間にわたり審査を行います。陳情につきましては、説明者が来庁しますので、あすの午後最初に審査をすることといたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、あすの委員会審査終了後、信州Fパワープロジェクト計画地の視察をさせていただき予定しております。その後、総務環境委員会の協議会を開催しますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上です。

○**委員長** ありがとうございます。私のほうから申し上げますが、本日3月11日は、東日本大震災から3年目を迎えます。議事の進行状況にもよりますが、災害が発生した午後2時46分から1分間黙禱をささげたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、マイクのスイッチ等に気をつけていただきますようお願いいたします。説明者、答弁者は、ワイヤレスマイクのスイッチを確認の上、発言をお願いいたします。

消費税法改正を理由とする条例改正に関する議案審査については、審査の能率を上げるため、議案第1号から第5号までのうち議案第3号を除いた4件を一括して議題といたします。なお、この議題については、各議案の件名の読み上げを本会議場と同様に省略させていただきます。それでは、説明を求めます。

---

**議案第1号 塩尻市霊園条例の一部を改正する条例**

**議案第2号 塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第4号 塩尻市情報プラザ条例の一部を改正する条例**

**議案第5号 塩尻市奈良井駐車場条例の一部を改正する条例**

○**委員長** 初めに議案第1号について、説明を求めます。

○**生活環境課長** おはようございます。議案第1号塩尻市霊園条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。議案関係資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が、平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する条例について必要な改正をするものでございます。

概要につきましては、塩尻市東山霊園の年間管理料及び永代管理料を改めるものでございます。

次の2ページの新旧対照表をごらんください。改正案と現行と並びになっておりますが、条例第16条につきましては、管理料の年額を定める条文になっておりまして、現行の統一聖域1聖地当たりの年額3,000円を3,080円に、自由聖域1聖地当たり年額4,630円を4,760円とするものでございます。また、第4項でございますが、祭祀を継承する者がいない場合等市長が特に認めたときは、永代管理料として統一聖域1聖地当たり年額9万円を9万2,570円に、自由聖域1聖地当たり年額13万9,050円を14万3,020円とするものでございます。改正案の金額でございますが、現行管理料に105分の108を乗じて得た額の10円未満を切り捨てた金額となっております。この手数料につきましては、霊園管理者が使用する聖地以外の樹木の管理や雑草、あるいは除雪、管理棟の維持管理費、また受付事務等にかかわる経費の全てに充当されております。ちなみに、この経費の消費税増税に伴います経費の増分は、今回改正で増収となる額よりも上回る見込みでございます。

条例の施行でありますけれども、平成26年4月1日から施行したいというものでございます。続けてお願いいたします。

○委員長 それじゃ、議案第2号をお願いします。

○生活環境課長 議案第2号塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、霊園と同じでございます。

概要は、次の(1)及び(2)にかかわる手数料を改めるものでございまして、1つには、一般廃棄物処理施設利用手数料、2つ目は一般廃棄物処理手数料として、アからエにかかわるものの改正を行うものでございます。アからエの手数料の内容につきましては、市が許可をする収集運搬業者が徴収するものでありまして、消費税の納税の義務を負うものでございます。

4ページの新旧対照表をごらんください。まず別表第1の一般廃棄物処理施設利用手数料でございますけれども、ここで言う処理施設とは広丘堅石にございます水道事業部管理の衛生センターを指しております。市の許可を有するし尿等収集運搬業者が、一般家庭のし尿、あるいは事業所の浄化槽汚い等をくみ取って衛生センターに投入する際にかかわる手数料となっております。現行100キログラムにつき53円に105分の108を乗じて得た額の1円未満を切り捨てた額54円とするものでございます。

次の別表第2の一般廃棄物処理手数料でございますが、まずこの表のですね、一番上に略という欄がございます。実は、この欄には市が収集し及び処分するものという欄がございまして、これは可燃ごみと不燃ごみがございまして、いわゆるごみの有料化に伴う一般家庭のごみ処理手数料が規定されているものでございます。可燃ごみであれば、60円、30円、15円というものが書いてございますが、これについては今回改正いたしません。その下から改正になります。一般廃棄物処理手数料でございますけれども、まず左欄に記載されている市が許可した者が収集運搬し、及び処分するものうち可燃ごみでございますけれども、収集運搬業者が事業所やアパート等の可燃ごみを収集し、運搬処分する場合に、その事業者から徴収できる手数料の限度額を定めているも

のでございます。現行の欄をちょっと見ていただきたいと思います。10キログラム当たり224円となっておりますが、この内容の内訳でございますけれども、収集運搬費が74円でございます。残りの150円が松本クリーンセンターで焼却処分する場合の施設の使用料というふうになっております。合計しますと224円ということになっています。今回の消費税増税では、可燃ごみの処理を行う松塩地区広域施設組合では、消費税増税分が10円未満であるということから150円のままとなっております。そのために収集運搬費の74円の部分につきまして、105分の108を乗じて76円とし、150円と足して226円という改正をしたものでございます。次の粗大ごみ及び6ページの可燃性破碎粗大ごみについては、現行手数料に105分の108を乗じた額としております。

あわせて6ページをお願いをしたいと思います。6、7ページにつきましては、し尿にかかわる料金の改定になっております。し尿につきましては、左欄のところにあります定額によるものと従量によるものに区分されております。定額によるものと申しますのは、主に一般家庭で1人当たりの料金、1月当たりのですね、料金を規定しているもの。また従量によるものとしましては、主に事業所や工場などで10リットル当たりの料金を規定しているものでございます。これまで同様に現行手数料に105分の108を乗じた額に改正するものでございます。

次のページ、8、9ページでございますが、浄化槽に係る汚水及び生活排水処理に係る汚水について規定しているものでございまして、し尿同様に今回改定したいものでございます。

条例の施行等でございますが、平成26年4月1日から施行したいというものでございます。私からは以上でございます。

**○委員長** 議案第4号。

**○情報推進課長** それでは、議案関係資料12ページをお願いします。議案第4号塩尻市情報プラザ条例の一部を改正する条例ということで、提案理由は、議案第1号、2号と同じでございます。

概要につきましては、塩尻情報プラザの利用料を改めるものです。条例の新旧対照表、次のページ、13ページでございますが、研修室、にぎわい屋外シアターをそれぞれの区分、時間割に合わせて定められているものを105分の108を掛けて10円未満を切り捨てるということで改正するものでございます。

条例の施行等につきましては、平成26年4月1日から施行するものです。以上でございます。

**○委員長** 議案第5号。

**○企画課長** それでは、引き続きまして議案関係資料の14ページをお願いいたします。議案第5号塩尻市奈良井駐車場条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、同様に消費税法の一部改正に伴いまして、塩尻市奈良井駐車場の使用料を改めるというものでございまして、平成26年4月1日から施行するというものでございます。

内容につきましては、次の新旧対照表にお示ししてありますとおり、使用料につきまして月額2,500円を月額2,570円に改めるというものでございます。以上でございます。

**○委員長** それでは、お手元にあります使用料等の改正条例36件の施設等の運営形態や前回の改正状況の資料がお手元にあるかと思いますが、最初にこれについての説明を求めます。

**○財政課長** それでは、議案審議をいただきます前に委員長さんの許可をいただきまして、事前に資料を配付を

させていただきました。本会議の議案質疑におきまして、柴田議員さんから要請のございました今回の使用料の議案36件のうち指定管理者の施設については、消費税、課税であるか非課税であるかの内訳、また前回、平成9年時でございますが、その時点において、その改正状況はどうであったかという資料でございます。

表の見方を説明いたしますと、まず一番左が通し番号でございまして、36番までございます。36件というところでございまして、その右が議案の番号、次に条例名がございまして、そして、その施設が直営か指定管理者による管理かということで、その区分がございまして、なお、指定管理者の場合につきましては、その指定管理者自身が消費税の課税になっているのか、あるいは免除であるのかという表示をそこにさせていただいております。それから、前回改正の欄に丸印がございまして、今回と同様の改正を行った施設でございまして、この場合、当時は103分の105を掛けまして、10円未満を切り捨てたという状況でございました。それから、ハイフンのある施設がございまして、これにつきましては、平成9年4月以降に条例、あるいは規則ができた施設ということで御理解いただきたいと思います。いわゆる平成9年以後の施設ということになろうかと思っております。それからバツにつきましては、前回改正のなかったというものでございます。こうしたことで、囲みの中を説明させていただきますが、今回の消費税率の引き上げに伴いまして、条例36件のうち直営の施設につきましては24施設、それから指定管理者制度の施設は12施設でございまして、この指定管理者制度の施設のうち消費税が課税となっているのが10でございまして、免除となっているのが2施設ということでございます。また、公営企業等の4件につきましては、消費税が課税となっております。それから、前回との状況でございますが、今回36件のうち平成9年4月以降に新たに設置をした等ということで、前回の改定時に対象のなかったものが、これが18件ございました。今回と同様の改正がされたものが14件ございました。残り4件につきましては、個別の理由等により前回改正をしなかったというものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長** ありがとうございます。それでは最初に、今説明を受けた部分について質問なりありましたら、お願したいと思います。

**○柴田博委員** まず初めにですね、消費税法の中の60条の関係で、地方公共団体が一般会計にかかわる業務として行うものについては、結果として消費税がかからないことになっているというふうに思うんですが、それが指定管理で行われている、運営されている場合には、課税もしくは免除になっているということなんですが、その理由というのは、どういうことでそういうふうになるのか。第60条の第6項の関係だと思んですけども、そこを読む範囲では、指定管理の場合には課税するよつというふうには書いてないです。ほかにはどっかにあるんだとは思いますが、その辺の説明をちょっと簡単にお願いしたいと思います。

**○財政課長** まず今回の条例の改正につきましては、公の施設の使用料について一律、消費税率の引き上げに伴う改定を行ったということでございます。その内訳としまして、直営施設があり、あるいは指定管理施設があるということでございます。

**○柴田博委員** 指定管理されてる施設であっても、会計そのものは一般会計の中で行われているものですね。そういうことでいけば、消費税法の第60条に書いてあるとおりに課税にならないつというふうには解釈できないんですかって。それを課税されるつというのはなぜですかって聞いてるんですけども。

**○財政課長** 国からの通知の中にもございまして、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせること、

これにつきましては、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けて、その対価を支払う関係といたしまして、消費税の課税対象というものであるということでございます。こういった、基準に従いまして転嫁をさせていただいたということでございます。

○柴田博委員 もう1点お願いします。これも一般質問のときにも聞きましたが、今回の直営の部分については、直接的に消費税はかかってこないだけけれども、国からの要請もあり、それに見合う分の値上げをしたいということと、それから3年に1度の改定も含まれているんでということですが、それが、3年に1度の改定も含まれているということでありながら、その値上げ幅は消費税の値上げ幅とほぼ同じ3%未満で切りのいい数字になっているということなんです、その辺の理由というのを改めてお聞かせいただければと思います。

○財政課長 これにつきましても、答弁の中で説明をさせていただきましたけれども、今回3年に1度の改定期間に合わせまして、施設の維持管理に要する経費、いわゆる物件費ですとか、修繕費ですとか、人件費、こうしたものにつきまして、まず全体のコストを算定をいたしまして、人件費以外の経費については、消費税引き上げによる反映をした上で、さらに利用者負担、それが例えば公益的であるのか、私情的であるのか、行政がある程度責任を負うものなのかどうかというような負担割合まで含めて検討をさせていただいたものでございます。その中で消費税も含めて負担割合を検討して改正をしたものにつきましては、既に12月定例会にですね、マレットゴルフ場の改定、それから中央スポーツ公園のテニスコート、サッカー場の改定というものを先駆けて提出をさせていただきました。今回の3月定例会につきましては、全体的な見直しを行った結果、一律消費税率3%以下という改定内容におさまりましたので、まとめて提案をさせていただいたということでございます。

○柴田博委員 個別に聞きます。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 消費税の増税分ということで、全体的にちょっとお聞きしたいんですけど、今回国の制度があり、それを地方自治体で対応していくということと、国の強い要請があったので市町村でも対応していくという考えのもとに、今回議案が出されているというふうに理解をしていますが、1点確認をさせていただきたいことがあります。今回は5%から8%への引き上げということで、またその後、10%にも引き上げをされるということが決まっているわけでありまして、今回改定せずに10%に上がる時に対応するということが可能なかどうか。そういうことによって、特に交付税措置とか、いろんな面で影響が出てくるのかどうか、その辺ちょっと状況がわかりましたらお聞きしたいと思います。

○財政課長 国の強い要請というような御意見いただきましたけれども、国の考え方としましては、そもそも消費税というものは、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であるということ、まず認識をしていただきたい。したがって公共料金もそうでございますし、公の施設の使用料についても当然適正に転嫁すべきものであるということでございます。地方自治体、県外の団体の中にもあわせて27年10月に一緒に改定をするような考え方の団体も当初はございましたけれども、消費税というものが、大体そういう性格のものでございますので、改訂時にあわせて、その都度適正な転嫁をしていくというのが方針でございます。

○山口恵子委員 そうしますと、特に今回、たとえもしかしてしなかったとしても影響、市に及ぼすマイナスの影響とか、交付税措置の関係とか、いろんなそういう影響はないという理解でよろしいですか。

○財政課長 交付税措置とは関係がございませんけれども、自主財源でございますので、一般財源の件の関係で

団体には影響があるということでございます。

○委員長 ほかにございますか。なければ先ほど提案をいただきました議案第1号、第2号、それから第4号、第5号、一括して質疑を行います。委員より御質問、御意見ございましたらお願いします。

○柴田博委員 先ほど山地課長の説明の中で、105分の108を掛けたもので改定してるということだけど、実際には消費税の関係でいけばもっと上がるみたいな説明があったんですが、そうすると先ほどの説明とちょっと、財政課長の説明と違うんじゃないかと思うんだけど、その辺はどうしてですか。

○生活環境課長 この後説明します、斎場のところでもちょっと御説明する予定でございましたけども、私どもとしましては、この考え方は各担当課に委ねられている部分がございます。その中で最小限の値上げをとということで決めさせていただいたものでございますので、御理解お願いしたいと思います。

○柴田博委員 それでは、次にですね、第1号の関係ですけれども、前回は改正しなかったけれども、今回は改正するという、その理由については、どういうことでしょうか。

○生活環境課長 この遍歴をちょっとひも解いてみますと、3%になったときには改正いたしました。5%になったときに改正してないわけでございます。これは平成9年でございます。実質上、平成16年にですね、この管理料全面改定、5%含めた全面改定をさせていただきますが、この9年4月1日に消費税改定する前の8年10月1日から霊園造成しまして、かなり広く工事を行いまして販売をいたしました。このときの販売がですね、当時18万5,000円くらいであった統一聖地を38万円で売ったという状況がございまして、非常に造成費が高かったということで、負担が大きかったというふうな状況もございました。もう1点ですね、その造成にあわせて東山霊園を憩いの場にしていきたいと思いますという考えがございまして、平成9年4月1日、消費税が上がるときに、逆にですね、管理棟が当時あったんですけれども、その使用料を無料にしたという経過がございます。逆に負担を減らしたというようなことがございました。そういういろんな中でですね、5%を見送ったというように考えております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 第2号の関係で、先ほど説明の中で消費税を払っているみたいな説明がちょっとあったんですけど、実際にはこれは払われてないわけですね。

○生活環境課長 ちょっと誤解をされてしまったら大変恐縮なんですけども、衛生センターが手数料としては取る54円につきましては、消費税は払っておりませんが、それ以外の許可業者がいただく料金ですね、これは許可業者が納税義務がございますので、その人たちが払っているということで、ここから消費税分は払われているということでございます。よろしいでしょうか。

○柴田博委員 それは、市は関係ないということですよ。

○生活環境課長 市長が許可するだけのことでございますので、市は関係ございません。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 第4号でもよろしいですか。

○委員長 結構です。

○山口恵子委員 例えば第3号とか、ほかのどこを見ると使用料という表現になっていまして、第4号は利用料

という表現になっていますが、その点、今後4月1日から改定した後の料金表示はどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

○情報推進課長 特に変更なく利用料のままですけど。

○山口恵子委員 そうすると今回の増税分も含めた利用料ということで、一括で表示をしていくってことですかね。スーパーなどは商品の料金プラス増税分の料金で、分けて表示をしてあるところが、市民にとってはとってもわかりやすい、理解がしやすい状況になっているんですけど、その点はどうでしょうか。

○情報推進課長 係長から説明します。

○情報企画係長 かわって説明いたします。今回の利用料につきましては、消費税の額そのままではなくて、端数の切り捨て等も行っておりますので、もとの額を改定するのではなくて利用料ということで掲示をさせていただいて、その額を徴収するという形にさせていただきます。ですので、スーパーのような税別表示というのは一切行わないという形でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、一括して討論を行います。ありませんか。

○柴田博委員 第1号、第2号、第4号、第5号についてでありますけれども、消費税が値上げされるということに伴って、例えば普通の商店のように消費税をお客さんから預かって、それをまとめて納税するという、そういうような場合ってというのは、やむを得ないかなっていうふうに思います。ただし、そもそも私、消費税、今回は上げるべきではないというふうには考えておりますが、結果的に消費税が増税になってしまっただけで、それを上げないがために持ち出しになってしまうというようなことは、やっぱりあってはいけないことかなっていうふうに思いますので、それはしょうがないと思いますが、そうでなくて一般会計でやる事業について、消費税は実際にはかかってないのに国からの要請があったんで、電力や水光熱費等、消費税にかかわって値上げする部分もあるんで、実際には払ってないけども値上げするというのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうには私は思います。そういう意味から言って、指定管理でやって実際に課税されて、消費税を払っている第4号については、やむを得ないかなというふうに思います。ほかの第1号、第2号、第5号については上げるべきではないと思いますので、その3つについては、改正するべきではないということで反対をさせていただきます。

○委員長 ほかに討論ありますでしょうか。

ないようですので、議案第1号、第2号、第5号について反対意見がありますので、採決を区分して行いたいと思います。採決に当たりましては、挙手にて行います。議案第1号、第2号、第5号について、原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手を願います。

[挙手多数]

○委員長 ありがとうございます。挙手多数ですので、議案第1号、第2号、第5号については、可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第3号 塩尻市斎場条例の一部を改正する条例



○委員長 次に議案第3号塩尻市斎場条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、議案関係資料の10、11ページをお願いしたいと思います。議案第3号塩尻市斎場条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、塩尻市斎場の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。斎場の使用料につきましては、前回平成20年4月1日に改正を行っております。この改正で火葬料と待合室使用料を統合いたしまして、斎場使用料とさせていただいたものが今の条例になっております。火葬料につきましては、消費税法に基づきますと非課税になっております。また、待合室の使用料につきましては、課税の扱いになっております。これが統合されているというものでございます。そのため、このたびの斎場条例の一部改正の提案理由を消費税法の改正に伴って必要な措置を講ずるということのものではなくて、消費税の増税に伴いまして、火葬業務にかかわる経費がふえるということによる使用料の見直しをさせていただきたいというものでございます。

11ページの新旧対照表をお願いをしたいと思います。この表の斎場使用料は、施設建設費を除きまして、燃料や電気料、及び火葬業務の委託料などの物件費と維持修繕費、並びに職員の人件費を合わせた経費から算出されております。先ほど財政課長も若干御説明がございましたが、市の財政課で示すサービスの累計による位置づけの中では、今回、この斎場の使用料につきましては、市内の方は受益者の負担として50%、市外の方は100%を原則として、これまで見直しを図ってきたものでございます。平成24年度の決算額から算定いたしますと、1体当たりの火葬のコストは約3万8,000円となっております。ここから算出される市内の方の料金は、いわゆる受益者負担額になりますけれども1万9,000円となり、市外は3万8,000円ということになります。今回3年に1度の手数料及び使用料の見直しに当たっては、改正から6年を経過していること、また斎場にかかわる物件費や修繕費など、ほとんどが消費税増税に伴う影響がございます。その経費は、平成26年度の予算で約80万円増となる見込みでございます。これを約1体当たりに換算いたしますと、年間800体火葬しておりますので、おおむね1,000円くらいが経費増ということになるものでございます。しかしながらですね、県内の火葬料金の状況を踏まえた上で検討をさせていただきました。その中で、私どもといたしましては、現行使用料の消費税増分、つまり105分の108を乗じた額に改正することによって、斎場使用料の市民の皆さんの負担をですね、最小限にしていきたいという考えで、今回11ページの改正のとおりの使用料とさせていただいたものでございます。具体的には数値は申し上げませんが、条例の改正の施行等に当たりましては、平成26年4月1日から施行していきたいというものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行いたいと思います。委員の皆さん、質問、御意見、ございましたらお願いします。

○柴田博委員 説明の中で、本来だったら待合室の利用料については、課税されているということでしたが、実際にそれが火葬料と一体となっている場合は、どういう扱いになっているわけでしょうか。

○生活環境課長 一般的には、私どものこの斎場の新旧対照表のところですね、区分使用料と書いてございます。括弧して火葬料というように明記してございます、条例上は、ですから非課税扱いの部分だというふうに認識しております。ですので、今回は消費税増税に伴う改正ということではなくて、使用料の見直しという形で改正させていただきたいというもので提案させていただいております。

○柴田博委員 確認すると、実際には、個別にいただく場合には課税されるが、一体となっているので消費税は

払っていないという、そういうことでいいわけですね。

○生活環境課長 消費税を払っていないって言いますと、わかりました、市民の皆さんがっていうことですか。私どもがっていうことですか。払っておりませんですね。

○柴田博委員 払ってないんですよ。

○生活環境課長 払ってないです。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 それともう1点、済みません。なるべく市民の負担を少なくしたいということで、それはよくわかるんでいいんですが、それにしても、例えば実際にはもっと1,000円くらい負担増なのに、最小限の消費税の上がるパーセントと同じにするっていうのは、ちょっとなかなか理由はわからないで、どうせ市民負担を少なくしてくれるなら、いっそのこと今回も値上げしなきゃいいんじゃないかというふうに思うんだけど、そういう議論はなかったでしょうか。

○生活環境課長 今回、私どもといたしましては、さきに財政課長が説明いたしましたように消費税の上った分、つまりこれは経費の負担が、一般財源がかかってくるわけでございますので、その分はきちっと負担していただきますという考えで進めてまいりましたので、今回の提案となったものでございます。

○委員長 ほかにございますか。ありませんか。

それでは、討論を行います。

○柴田博委員 第3号についても、先ほどやった第1号、第2号、第5号と同様に、消費税絡みというふうには明示はされておられません、実際的にはそういうことでありますので、同じ理由で反対をさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。ありませんか。なければ、反対意見がありましたので、採決を行いたいと思います。採決に当たりましては、挙手にて行います。議案第3号塩尻市斎場条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○委員長 ありがとうございます。挙手多数です。よって議案第3号塩尻市斎場条例の一部を改正する条例は可決すべきものと決しました。

---

議案第42号 平成26年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び15目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 それでは、続いて議案第42号平成26年度塩尻市一般会計予算についてを議題といたします。慣例によって歳出から説明をいただきますが、たくさんありますので区切って行います。初めに歳出1款議会費72ページから、2款総務費2項徴税費119ページまでの説明を求めます。説明者は議案に合わせて適宜入れかえてください。それでは、説明を受けます。

○**人事課長** それでは、御案内のように議会費の説明に入ります前に、人件費につきまして各科目に共通した内容でございますので、私のほうで一括説明させていただきます。人件費につきましては、所属ごとに該当科目で給料、手当、共済組合負担金、あるいは嘱託員報酬、社会保険料等をそれぞれ計上してございます。以下、人件費につきましては、各課長からの説明は基本的に省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○**議会事務局次長** それでは、議会費でございますが、説明に入らせていただきます前に、大変申しわけありませんけれども、予算説明資料の訂正を1カ所、済みませんが、よろしくお願いいたしますと思います。1ページでございます。特別職給与費、議員共済給付費負担金の右側の事業内容の欄でございますけれども、減額するものとありますけれども増額でございますので、増額するものと御訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。今後このようなことがないように気をつけますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○**委員長** それじゃ、続けて。

○**議会事務局次長** それでは、説明に入らせていただきます。予算書でございますけれども、72、73ページをお開きいただきたいと思います。予算説明資料につきましては、今申し上げましたとおり1ページでございます。1款議会費、本年度予算の総額でございますけれども、2億3,600万円余でございます。前年度対比でございますけれども600万円余の増額となっております。増額の主な要因でございますけれども、人件費が主な要因でございますが、そのほか議員共済給付費負担金の算定率の改正によるもので83万円余の増額、もう1つにおきましては、備品購入の赤外線会議システムのマイク購入の24万円余の増であります。説明資料のほうにも載せてございますけれども、増額となっております。

それでは、73ページの説明欄で概略を御説明申し上げます。まず1つ目の白丸、特別職給与費のうち黒ポツ3つ目の議員共済給付費負担金4,870万円余でございますけれども、市議会議員共済会へ納入する議員年金受給に要する負担金でございます。先ほども触れさせていただきましたが負担率が改正されたことに伴いまして、前年度比83万円余の増額となっております。

3つ目の白丸でございます。議会活動費のうち、黒ポツ上から6つ目の費用弁償440万円余でございますが、行政視察、各委員会などへの参加、出席の費用弁償となっております。次の4つ目の黒ポツ、印刷製本費260万円余でございますが、議会だより4回分の発行の印刷ほかでございます。次に下から8つ目の黒ポツ、備品購入費24万余でございますが、説明資料にもございますが、この場で使用しております赤外線会議システムのマイクの購入費ということでございます。これにつきましては、説明資料にも載せてございますが、このマイクの3台分の購入費となっております。議会費につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**人事課長** 続きまして、76、77ページをお願いしたいと思います。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄最初の白丸、嘱託員報酬5,300万円余ですが、こちらにつきましては、庶務課、秘書広報課、秘書等の嘱託員、あるいは産休代替等の嘱託職員分でございます。

2番目の白丸、特別職給与費のうち2番目の黒ポツ、特別職手当には、通常の期末手当、寒冷地手当のほかに、今回は2名分の退職手当3,400万円余が計上されております。

3番目の白丸ですが、職員給与費のうちの2番目の黒ポツ、一般職手当4億6,600万円余でございます。このうち退職手当につきましては、定年退職者11名分2億6,200万円余でございますが、平成25年度の定年退職者は10名、2億4,600万円余でございましたので、昨年度より約1,600万円余の増となって

おります。

○**安全・施設整備担当部長** では続いて、一般管理事務諸経費について、751万4,000円でございますが、御説明させていただきます。これにつきましては、庶務課の経常的経費でございます。主なものといたしましては、消耗品439万7,000円、それから下から2つ目の印刷機等使用料106万6,000円となっております。以上でございます。

○**秘書広報課長** それでは、一番下の丸、秘書事務諸経費587万円余をお願いいたします。1つ目の黒ポツ、市長表彰等記念品代でございますが、こちらは11月3日に開催いたします市長表彰10人分と義務教育9カ年皆勤表彰、中学生でございますが、この20人分を計上してございます。一番下の交際費でございますが、これは市長の対外的活動や交際に必要とする経費をお願いしたものでございます。次の78、79ページをお願いいたします。上から10個目の黒ポツ、全国市長会負担金、またその下の県市長会負担金でございますが、こちらにつきましては、それぞれ国、または県の市長会によりまして、均等割、あるいは人口割によって計算された負担金を計上したものでございます。一番下の黒ポツ、信州塩尻会事業補助金でございますが、東京、名古屋、大阪近郊にお住まいの塩尻出身者の皆さんの集いにかかわる事業の補助金でございます。以上でございます。

○**安全・施設整備担当部長** 続けてお願いをいたします。庁舎施設管理費7,179万6,000円でございます。これにつきましては、本庁舎の管理にかかわる経費でございます。主なものを申し上げますと6行目の燃料費、これボイラー等の燃料費でございます。それから、その下、電力使用料1,500万円、それから1つ飛んで営繕修繕料ということで450万円盛ってございます。これにつきましては、例年よりも少し増額となっております。庁舎の改修に伴いまして、電話の移設、または庁内LANの移設等、もろもろ出てまいりますので、そういうことで一部増額をさせていただいてあるものでございます。それから、2つほど飛びまして、電話料717万円、それから下から6行目になりますけれども、庁舎管理業務委託料821万7,000円、これにつきましては、本庁舎の全体の清掃からもろもろの調査等を委託して管理を行っている費用でございまして、民間に委託をしております。めくっていただきまして80、81ページでありますけれども、上から5つ目のポツ、電話交換業務委託料637万7,000円でございます。大体1日2,000件程度の電話がかかってまいります。この業務を委託して処理をしているというものでございます。あとにつきましては、例年と大きく変わりございませんので、説明を省かさせていただきます。以上です。

その次、平和祈念事業70万6,000円でございますが、これにつきましては、毎年8月5日、6日、市内の中学生、3年生を対象にですね、広島へ平和祈念式典に参加するために派遣をしているものでございまして、本市におきましては、その中学生等の体験発表等も踏まえながら平和祈念の集いを8月12日毎年行って、平和の尊さ等を市民の皆さんとともに伝えていくというような形で事業を継続しているものでございまして、その経費となります。以上でございます。

○**監査委員事務局** それでは続きまして、81ページ2つ目の丸印、固定資産評価審査委員会費につきましては予算額27万1,000円でございますが、25年度当初予算に比べ3,000円、1.1%の増となっております。このうち主なものは、委員報酬の17万1,000円、費用弁償の5万6,000円などでございます。以上です。

○**秘書広報課長** その下の丸、都市交流事務諸経費をお願いいたします。42万円でございますが、2つ目の黒

ポツ、通訳・翻訳料でございますが、こちらは平成25年度から計上させていただいておりますけども、主にミシワカからのお客様、あるいは文章の関係の通訳・翻訳料でございます。その上黒ポツの費用弁償につきましては、通訳の方の費用弁償でございます。一番下の黒ポツ、都市交流協会補助金でございますが、こちらは塩尻都市交流協会が行います事業に対します補助金でございます。以上でございます。

○**人事課長** 続きまして、82、83ページをお願いしたいと思います。説明欄最初の白丸、人事事務諸経費の上から6番目の黒ポツ、職員採用試験事務委託料でございます。これにつきましては職員の採用試験にかかわります委託料で、日本人事試験研究センターに委託するもので、教養試験、専門試験、職場適応性検査の委託料でございます。次の人事給与システム使用料につきましては、職員管理と給与に関するシステムの使用料で、情報推進課の指示額となっております。以上でございます。

○**安全・施設整備担当部長** 続きまして庁舎大規模改修事業7億233万1,000円でございます。これにつきましては、予算(案)説明資料2ページをあわせてごらんいただきたいというように思います。予算(案)説明資料にございますが、この大規模改修事業全体事業費といたしまして、平成24年、25年、26年、この3カ年の総事業費といたしまして、10億2,076万7,000円ということで、現在試算をしているところでございます。26年度事業といたしましては、まず1つには工事費6億9,000万円を予定しております。これにつきましては、当初予定をしておりましたものよりも約4,960万円ほど増額を新年度させていただいております。その主な理由といたしましては、まず1つといたしまして、議場の天井、それから市民ホール、円形の部分ですが、その天井、それから食堂の天井部分、この部分について調査をいたしましたところ、アスベスト材を使用した材料の吹きつけがされているということでございまして、その撤去費用、また改修費用ということで約2,500万円を増額させていただいております。なお、調査をさせていただきますが、現在、老朽化等による飛散等は認められておりませんので、御報告させていただきます。それから2つ目といたしまして、増額の理由として庁舎の照明設備のLED化の改修がございまして、当初、全体で1,552台の照明に対して1,084台を改修してくということで、常時使われている部分、事務室とかそういうところを優先的にということで、御説明をさせてきていただきました。これにつきましても既存の照明をですね、調査をさせていただいたところ、この照明に使われているコンデンサー、この中にですね、体に有害であるというPCBが含まれているということが判明いたしました。これ、今どうということではないわけでございますけども、これから老朽化してくる中で、それが漏れるとかというようなこともあってもいけませんし、国のほうでも順次改修を進めてくという法律が定められておりますので、今回の大規模改修にあわせまして、追加として468台を予定しておりますが、LED化の照明に改修していきたいという費用、約1,200万円でございますが、追加をさせていただきたいというものでございます。それから、大きなものといたしましては、床材の改修ということで、2階または東側の廊下等、Pタイルが大分傷んでいるということで、この辺についても追加で改修をさせていただきたいと。一部、当初予算で見込んでございますけども、それでは不足する部分について約500万円ほど見込ませていただいて、改修をしていきたいというものでございます。それから、もう1つは、地下の、現在電気室等で使われている部分、これが発電機等受電設備が、この外部へ出ます。そこが今度あいてくるということで、庁舎の今不足してます書庫を、そこへ新たに設置をして書類管理を徹底していきたいということで、書庫の設置棚等の改修費約330万円、それと議場の、これは市側って言いますか、行政側になりますけども椅子、これは固定式で設置し

ていきたいということで、これの設置費用等々を含めまして、先ほど申しました約4,960万円ほどの増額を新年度お願いをしていきたいというものでございます。それから、その下にございます備品購入費でございますけれども472万円、これにつきましては議会側の皆さんの椅子ということで、これは御要望いただいておりますように可動式で設置をしていきたいということで、備品という形で購入をさせていただこうという費用でございます。

続きましてその下、車両管理諸経費1,949万7,000円になりますけれども、これにつきましては、庶務課で管理している公用車等の管理費用でございますが、主なものといたしましては、2行目の燃料費310万円余、それから、下から5つ目になりますけれども、自動車等借上料1,211万円9,000円でございます。この自動車の借上料につきましては、公用車の庶務課管理の車のリース代、それから大型バスの借上料、それから除雪の重機等の借上料等が通常でございますが、本年度については、さらに予算説明資料の2ページの下欄にございますが、自動車等借上料の中で、次世代自動車導入ということで、一部盛らせていただいております。183万5,000円がその中に含まれております。これにつきましては、26年度に廃車をしていく車の中で3台、電気自動車、プラグインハイブリッド車、またハイブリッド車等に切りかえをしていきたいというものでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

最後にその下の丸、文書事務費ということでございます。3,326万3,000円でございますが、これにつきましては、郵便料等が主なものでございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○秘書広報課長 次の84、85ページをお願いいたします。広報広聴活動事業4,825万円余でございますが、こちらにつきましては、予算案説明資料の4ページのほうもあわせてごらんをいただければと思います。上から11個目の黒ポツ、印刷製本費でございますが、こちらは広報しおじりの印刷代、または市長への手紙の印刷代でございます。広報しおじりにつきましては、単価契約で3年ごとに契約してございまして、今回の予算計上は、2色1円38銭、4色で4円2銭というようなことで計上してございますが、26年、27年、28年と新しい業者さんになりますので、新しいかどうかわかりませんが、新たな単価で計算するようなことになろうかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。その4つ下、郵便料でございますが、130万円ほどの増となっております。こちらにつきましては、従来どおりの広報モニター等の返信用の切手代プラス広報しおじりの発送用の郵便料、こちらにつきましては、従来庶務課の予算で計上していただいておりますけれども、庶務課の指示でこちらのほうの事業のほうへ計上させていただいたものでございます。あわせて今回の4月1日号の広報しおじりの中で、広報に関するアンケート調査を開催したいというように考えてございまして、こちらの返信用の郵便料もあわせて計上させていただいたものでございます。その4つ下、オフトーク放送広報料でございますが、こちらは塩尻市農事放送農業協同組合様のオフトーク放送を利用させていただいて、広報活動をしておるんですけども、こちらにつきましては、平成27年2月末で事業を廃止するというようなことをお聞きしてございまして、11カ月分を計上させていただいたものでございます。その下の有線テレビ広報事業委託料でございますが、こちらはテレビ松本様をお願いするものでございまして、1つはテレビ松本の番組の中で放送いたします15分番組のテレビ広報しおじりの制作料、そして、行政チャンネルの中でお願いしております市政ニュース、あるいは知事からの情報などの番組、または放送の機器の保守点検料、そういったものの委託料でございます。その下の広報配送仕分作業委託料と広報配布委託料、これにつきましては、シルバー人材センターのほうへ委託するものでござい

ます。以上でございます。

○会計課長 それでは、会計課のほうから次の86、87ページをごらんください。上の段になりますが、会計事務諸経費として1,519万5,000円計上させていただきます。昨年度より259万3,000円増額になっておりますけれども、主なものはですね、中ほどの電算機器使用料、これにつきましては、新しい基幹システムの使用料が振り分けされたものです。それを計上させていただいてございます。その下、印刷機等使用料ですけれども、これは会計課で支払明細をダイレクトメールで送付しておりますけれども、そのはがきを圧着する機器を取りかえるものでございます。以上です。

○財政課長 それでは、その下の4目財政管理費でございます。説明欄のほうでございますが、財政課所管分といたしまして、財政管理事務費、これは財政係、それから、その下の事業でございますが、契約事務諸経費につきましては、契約係にかかわる事務諸経費でございます。前年度と予算額、内容ともほぼ同様となっております。

次、5目の財産管理費の下、説明欄の財産管理事務諸経費につきましては、5,772万9,000円でございます。前年度に比べて301万2,000円の増額となっております。内訳につきましては、88、89ページをお願いいたします。説明欄上から6番目の細節でございますが、全国市有物件災害共済会分担金がございます。596万2,000円につきましては、庁舎ですとか学校などの建物の火災保険、それから公用車の自動車保険でございます。その下の細節、特殊建物定期報告委託料につきましては243万6,000円でございます。前年度より225万4,000円の増となっております。これは建築基準法によります定期点検でございますが、前年度3件でございましたが、26年度につきましては、小中学校など17件という対象件数がふえたことによる増でございます。それから下から3つ目の細節、土地等賃借料につきましては、4,124万9,000円でございますが、職員の駐車場、あるいは保育園用地など95件にかかわる賃借料でございます。

続いてその下の事業でございます。基金積立金でございますが、1億3,354万1,000円でございます。前年度より331万2,000円の増となっております。下から4つ目に合併振興基金元金積立金の細節がございます。予算額で1億1,238万7,000円でございますけれども、これにつきましては、17年度から計画的に積み立ててまいりまして、26年度この金額をもって最終の積み立てとなるわけでございます。これによりまして、積み立ての合計額につきましては、限度額となります14億6,238万7,000円となる見込みでございます。予算案説明資料のほうにも記載がございますので、御確認をいただきたいというように思います。

その下の土地開発基金繰出金につきましては、利子の積立金43万4,000円でございます。以上でございます。

○企画課長 続きまして90、91ページをお願いいたします。6目企画費でございます。説明欄の白丸、企画調整事務費の一番上の黒ボツでございます。専門委員報酬、これにつきましては、行政評価専門委員1人分の報酬336万円でございます。次の公の施設指定管理者選定審査会委員報酬につきましては、外部委員5人分の報酬13万4,000円を計上するというものでございます。

それでは、次の白丸でございます。第五次総合計画策定事業1,158万8,000円。これにつきましては、次期総合計画の策定にかかわります予算といたしまして、総合計画審議会委員報酬、それから1つ飛びまして懇話会委員謝礼ほか、一番下にあります黒ボツ、総合計画策定支援委託料1,065万8,000円を計上するも

のでございます。

それから、次の白丸、国土利用計画策定事業148万4,000円、これにつきましては、平成27年度を初年度といたします次期計画の策定支援委託料でございます。

それから、次の白丸、行政評価推進事業27万2,000円、これにつきましては、外部評価機関であります行政評価委員会にかかわります報酬等、必要経費を計上するものでございます。

それから、次の白丸、広域行政推進事業でございます。3つ目の黒ポツでございます松本広域連合負担金1,252万7,000円、これにつきましては、規約に基づきまして議会費、総務費分として負担をするというものでございます。

一番下の白丸、信州しおじりふるさと寄附金事業24万2,000円でございます。これにつきましては、ふるさと寄附金を御寄附をいただきました方に、ワイン等の特産品をお送りするための必要経費等を計上するものでございます。企画費については、以上でございます。

**○情報推進課長** 続きまして、予算書92、93ページと、あと予算説明資料は10ページをお願いいたします。

7目情報開発費でございます。説明欄のほうで説明いたします。まず、1つ目の白丸です。住民情報等電算システム管理事業でございます。2つ目の黒ポツですが、電算機器使用料でございます。端末、プリンター、OCR等の使用料でございます。

次の白丸、行政情報等ネットワークシステム整備事業でございます。2番目の黒ポツでパソコン等使用料につきましては、プリンターやパソコンの使用料になります。1,524万円余でございます。次の黒ポツで、電算機器使用料につきましては、SBCシステム使用料やPCの管理システム、スパムメール対策システム等の使用料で3,192万円でございます。

次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業でございます。5番目の黒ポツで指定管理料でございますが、情報プラザの運営、市内のネットワークや拠点施設のネットワーク機器の管理などの委託料でございまして、7,538万円余でございます。続きまして、7番目の黒ポツでパソコン等使用料、ここの使用料については、ネットワーク機器等の使用料で795万円余でございます。

次の白丸ですが、情報処理事務諸経費ですが、ここは消耗品や、あと空調や裁断機、無停電電源装置等の使用料等でございます。

次に95ページをお願いいたします。次の白丸、分散型無線ネットワーク事業でございます。見守りネットワークシステムや震災ネットワークシステムの無線装置の保守料でございます。

次の白丸は、グループウェアシステム再構築事業でございまして、平成13年から現在のグループウェアとして、電子メールや電子掲示板、会議室予約等の機能に加えまして、地域ソーシャルネットワークサービスの機能追加やスマートフォンなどの対応などの機能追加のために再構築をお願いするものでございます。

次の白丸、印刷管理システム整備事業でございます。現在、プリンターやコピー機を使って印刷等しておりますが、それを複合機にかえましてICカードを活用して印刷の管理をすることによって、紙資源の削減を目指すということで、委託料及び使用料をお願いするもので312万円余でございます。よろしくをお願いいたします。以上です。

**○企画課長** 続きまして、8目地域づくり振興費をお願いいたします。説明欄の白丸、地域づくり事務諸経費に



つきましては、これは地域づくり係事務局にかかわる経費でございます。

次の白丸、行政連絡諸経費につきましては、市内66区の区長さんを行政連絡長に委嘱をいたしまして、市と区間の連絡調整を図っていただくというものの活動費でございます。一番最初の行政連絡長66人分の報酬2,947万9,000円でございます。それから、下から2つ目になります黒ポツ、行政連絡委託料1,734万8,000円につきましては、行政連絡活動経費、それから広報等の文書配布にかかわる委託料をお支払いするというものでございます。

それから、次の白丸、地域審議会事務諸経費19万1,000円でございます。これにつきましては、檜川地域審議会の委員19人分、5回開催する報酬でございます。

おめくりをいただきまして白丸、コミュニティ活動支援事業でございます。1つ目のふれあいのまちづくり事業補助金314万3,000円、これにつきましては、各区等が行います地域の活性化を図る事業9件に対する補助金でございます。事業費の3分の2、限度額80万円でございます。次の集会所改修事業補助金81万6,000円でございます。これにつきましては、高出五区の緑ヶ丘集会所、それから洗馬の第12常会集会所の改修事業に対しまして、事業費の2分の1を補助するというものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業、これにつきましては、防犯灯設置改修補助金といたしまして、要望のありました151基分204万円でございます。それから、指定防犯灯電気料補助金、これは641基分288万円余を計上するというものでございます。

それから、次の白丸、地域活性化支援事業200万円でございます。これにつきましては、緊急的な課題を解決するために地域が主体的に取り組みます事業に対しまして、柔軟、かつ円滑な対応を図れるように、各地区20万円を上限として、交付金を交付するというものでございます。

次に9目支所費の関係でございます。支所費につきましては、このページの片丘支所管理運営費からずっと後のほうまで、107ページに檜川支所管理運営費までございます。通常の各支所の維持管理、それから支所業務の運営に係る経費でございます。これにつきましては、主なもののみ申し上げます。まず先ほどの97ページの片丘支所管理運営費につきましては、下から2つ目の黒ポツになります備品購入費18万7,000円、これにつきましては、調理室のFF式温風暖房機1台を老朽化に伴い取りかえるというものでございます。おめくりいただきまして、次のページ白丸、宗賀支所管理運営費がでございます。下から6つ目になりますけれども、営繕修繕料42万6,000円とございます。これにつきましては、大会議室の倉庫の雨漏り修繕等を行うものでございます。それでは、おめくりをいただきまして下のほう、洗馬支所管理運営費がでございますが、この中ではさらにおめくりいただきまして103ページになります。103ページの上から8つ目の黒ポツになりますけれども、備品修繕料35万7,000円とございます。こちらにつきましては、農産加工室にございます加圧釜の煮かごを老朽化に伴いまして取りかえるというものでございます。支所費につきましては、以上でございます。

○市民課長 予算書の106、107ページをお願いいたします。107ページ下段の10目生活支援対策費の最初の白丸、嘱託員報酬につきまして、26年4月1日から市民課内に塩尻市消費生活センターを設置することに伴いまして、現行の嘱託相談員の1人に加え2人体制とするよう、増員をお願いするものでございます。最初の黒ポツが既存の人事課採用の嘱託相談員の報酬となりますが、専門資格を有しておりませんので、この相談員に加えまして、その下の消費生活専門相談員報酬として、市民課採用により専門資格を有する相談員の増員を

お願いしたいものでございます。

また、その下の白丸、消費・生活支援対策事業につきまして、次のページをお願いいたします。109ページ最初の黒ボツの普通旅費や3つ目下の印刷製本費など、専門研修会への参加旅費やセンターの設置に伴います全戸配布用の周知用のチラシの作成費用などの諸経費につきまして、前年度予算から増額していただきますよう計上してございます。なお、前段の嘱託相談員の増員計画を含めまして、最長7年間にわたり県から10分の10の補助金の受け入れを見込んでおります。以上です。

**○人事課長** 続きまして、その下の11目職員厚生費でございますが、最初の白丸、嘱託医報酬につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、雇用者が50人以上の職場につきましては、産業医の設置義務が課せられているものでございます。

次の白丸、職員健康管理・福利厚生費ですが、4つ目の黒ボツ、健康診断料、これにつきましても労働安全衛生法に基づきまして、職員の健康管理の面からの診断が義務づけられておりまして、ヘルスクリーニング、循環器系検診、あるいは人間ドックのいずれかを年1回受診するように決められております。消費税の引き上げに伴いまして、検診手数料が改定になっております。その下のメンタルヘルスカウンセリング委託料ですが、本年度まで産業カウンセラーによるカウンセリングと医師などの専門家による電話相談の2本立てで進めてまいりましたが、電話相談の利用率が若干伸び悩んでいる現状から費用対効果の面で見直す中で、需要が伸びておりますカウンセリングを現在の年間14回から24回にふやし、さまざまな理由により心のバランスを崩す職員、あるいは新規職員や異動のあった職員などを予防の見地から心の健康の保持、増進を図ってまいりたいと考えております。額的には片方を取りやめたことによりまして、全体で36万円ほど減額になっております。

次の12目の職員研修費、これにつきましては、予算説明資料戻っていただきますが、3ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。職員研修諸経費の2番目の黒ボツ、特別旅費につきましては、新年度新たに国の内閣府と経済産業省へ派遣する職員、また本年度、25年度から派遣することになりまして、昨年6月に予算を補正させていただきました長野県地方税滞納整理機構への派遣、この3名分が25年度当初予算額よりふえております。2つ飛びまして研修委託料につきましては、研修コンサルタントへの委託料ですし、その下の諸研修会参加負担金につきましては、市町村アカデミーや日本経営協会への派遣に対する参加料でございます。以上でございます。

**○消防防災課長** それでは、引き続き13目防災防犯費をお願いいたします。主なものについて御説明いたします。109ページ説明欄になりますが、最初の防災防犯諸経費486万円余のうち上から1つ目、2つ目の黒ボツにつきましては、防災会議委員及び国民保護協議会委員の報酬でございまして、それぞれ6万7,000円、4万4,000円でございます。その下の黒ボツ、3万7,000円につきましては、防災会議にかかわります手話通訳者・要約筆記奉仕員の賃金でございます。黒ボツ3つ飛んでいただきまして、一番下の食糧費26万4,000円につきましては、防災訓練に使用いたします啓発用非常食650食分と炊き出し用無洗米等でございます。来年度につきましては8月31日の日曜日、塩尻東地区で開催予定でございます。111ページをお願いいたします。上から2つ目の黒ボツ、被服費45万9,000円につきましては、災害対策本部員の活動服等22着を配備するものでございます。下から2つ目の黒ボツ、塩尻朝日防犯協会負担金220万円でございますが、塩尻朝日防犯協会の活動に対する本市の負担金でございまして、地域の防犯活動や子供の安全対策を推進するた

めの負担金でございます。

次にその下の白丸、防災施設・設備等整備事業4億5,122万円余でございますが、下から4つ目の黒ポツ、デジタル移動系防災行政無線整備工事4億3,000万円と黒ポツ前後いたしますが、上から6つ目の黒ポツ、それに伴います監理委託料260万円が主なものとなります。これにつきましては、本年度実施設計をいたしておりますが、災害時における防災関係機関と地域住民の連絡体制を強化するための移動系のデジタル防災無線を26、27年度で整備するものでございまして、来年度につきましては、保健福祉センターに整備をいたします統制局、檜川支所に整備をします副統制局をそれぞれ1局、東山、上小曾部、峠山に基地局3局を整備するものでございます。8つ目の黒ポツ、檜川地区防災行政無線保守管理委託料248万円余と黒ポツ1つ飛びまして、防災行政無線保守点検管理委託料666万円余でございますが、これは檜川地区、並びに旧塩尻地域の同報系防災行政無線にかかわる保守点検の委託料でございます。下から3つ目の黒ポツ、防災備蓄倉庫対応備品購入費250万円でございますが、これにつきましては、市内16カ所の防災備蓄倉庫に防災備品を年次計画によって段階的に整備をしてきているわけでございますが、来年度につきましては食料品としてアルファ米450食、生活必需品として毛布120枚のほか簡易トイレ、パーテーション等を整備する予定でありまして、基準を満たす整備がほぼ整うものでございます。最後の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金197万円余につきましては、同報系防災行政無線の屋外拡声子局からの放送が聞こえない世帯、難聴世帯の解消と、放送は聞こえますが、御自分の家で放送を聞きたいという世帯、一般世帯について屋内へ受信機を設置する際の補助金であります。難聴世帯につきましては、かかった経費のほぼ全額、一般世帯につきましては、かかった経費の2分の1以内の補助をするものでございます。なお、件数といたしましては、難聴世帯20戸、一般世帯10戸を予定しております。

次の白丸、危機管理対策推進事業135万円余でございますが、大規模災害時において被災者情報、避難所情報、緊急物資状況等を一元的に管理できる被災者支援システムのサーバー等使用料129万円余を計上したものでございます。その下の公共コモンズ入力ツール使用料5万9,000円につきましては、現在、市から防災行政無線、メール配信、あるいはホームページ等で情報を提供しておりますが、限界がありますので、それを保管する目的で公共コモンズへ1回市から送信をし、さまざまなメディア、テレビですとか、AM・FMラジオ、インターネット等を通じて迅速に住民に伝達するもので、その年間使用料を計上したものでございます。防災防犯費につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○監査委員事務局長** 続きまして、116、117ページをお開きいただきたいと思っております。1つ目の白丸印になります。16目公平委員会費の公平委員会運営事務諸経費につきましては、予算額51万6,000円でございますが、25年度当初予算に比べ1,000円、0.2%の増となりました。このうち主なものは、公平委員会委員報酬の21万9,000円で、会議や研修会に出席した際に、3人の委員に対して日額9,500円の報酬を支払うものでございます。このほかには、費用弁償の10万6,000円、普通旅費の5万1,000円、会議出席負担金の7万円、全国公平委員会連合会負担金の3万1,000円などとなっております。以上です。

**○税務課長** 続いて2項徴税費2目賦課徴収費ですが、最初の白丸の賦課事務諸経費は、課税にかかわる経常的な事務経費でございます。主なものは117ページをお願いいたします。下から3行目、パンチオペレート業務委託料564万7,000円は、各税目の課税において紙ベースで提出を受けた申告書等の情報を電算入力するための委託料です。その下、eLTAX関連業務委託料389万2,000円は、インターネットを利用して行

われる地方税の手続きに関して、報告者、または申告者からのデータを受け、さらにそれを該当自治体へ受け渡しを行う業務にかかわる委託料でございます。その下、納付書作成等業務委託料841万9,000円でございますが、これは市県民税、軽自動車税、固定資産税並びに都市計画税の納税通知書の印刷、印字、裁断、封入、封緘を委託するものでございます。次に119ページをお願いします。上から2行目の税システム使用料3,152万2,000円は、新しくなりました電算システムのうち税務課が負担すべき部分の金額でございます。3つ下の市県民税申告課税業務支援システム委託料358万3,000円は、確定申告時におけます所得税並びに市県民税の申告書作成の支援を行うシステム、並びに課税データの蓄積を行うシステムの使用料でございます。6つ下になりますけど、市税還付金3,500万円は、法人市民税を中心としました市税の還付に充てるものでございます。

次の白丸、固定資産評価替等対応事業の最初の評価替等対応事業委託料3,641万8,000円は、土地、家屋の経年移動のデータの更新、また公図の経年データの更新、さらに路線価算出等の委託料でございます。その下、標準宅地不動産鑑定委託料337万9,000円は、平成26年7月1日現在の時点での修正のために簡易鑑定を委託する委託料でございます。以上でございます。

○**滞納整理係長** その下の白丸、徴収事務諸経費をお願いいたします。予算額は2,900万円余でございますが、前年度に比べて480万円ほどの増であります。これらの多くは、電算システム使用料が前年度は再リース分として半年分を計上しておりましたが、26年度から通年分を計上させていただいたためふえたものであります。主なものでございますが、下から8番目の黒ボツ、滞納管理システム使用料810万円余、その下、収納管理システム使用料270万円余は、電算システム使用料でございます。その3つ下の黒ボツ、地方税滞納整理機構負担金416万円でございますが、平成25年度から徴収実績割が導入されております。基本負担金5万円、徴収実績割は、24年度徴収実績額の10%で128万5,000円。処理件数割で1件当たり11万3,000円、移管件数25件分でありますので282万5,000円、合わせまして416万円となっております。以上です。

○**委員長** それでは、ちょっと中途半端な時間で、続けてやっていただきましたので、これで13時まで休憩をいただいて、13時再開といたします。

午前11時37分 休憩

午後0時59分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。少し早いですが、全員おそろいですので始めさせていただきます。それでは、午前中に説明を受けました72ページから119ページの間で、質問ありましたら受けたいと思います。委員の皆さん、よろしくお願いします。

○**副委員長** 予算書の79ページの庁舎施設管理費で、先ほど百瀬担当部長さんのほうから電力使用料について説明があったわけですが、その中でですね、何か電力量についてはISOやなんか、今まで取り組みをやってですね、少しでも電力量を少なくしようというような取り組みを今までずっとやってきたと思うんですが、ここへ来て300万円ふえる、その理由は、どうも庁舎改修に関係してっていうような説明されてたんですが、そこら辺は、もう一度お話していただけないか。

○**安全・施設整備担当部長** 今回の庁舎改修にかかわる案件としては、まずエアコンの関係がございます。エア

コンを今までは冷温水器っていうことで地下でお湯を炊いて、それを今、このファンコイルへ循環させてやる方法でありましたけれども、今度電気エアコンにかえるということで、その分、やはり電気代って言いますか、電気使用量がふえるということになります。逆に灯油とか、そういう部分については減額になってきますけれども、電気代自体はふえてまいりますということで増額をさせていただきました。ただ、いろんな面で節電をしていこうということで、LED化による節電、それからデマンドシステムによってですね、新しいものを入れて、やはりある一定の容量に来たら自動調整できるような、使用電力を一定以上に上がらないような、そういう調整ができるような装置も入れてですね、節電を図っていきいたいというように考えているところであります。以上です。

**○副委員長** ありがとうございます。私はですね、何か耐震の関係だっというもんですから、電気や何かをね、例えばいろいろ庁舎を直すときにですね、そういう業者の人が電気を使うもんで、そういう目線で言われたのかなと思ったもんですから、いや、それは業者じゃないっというような、だったんですが、今の答弁ならいいと思います。ありがとうございます。

**○委員長** ほかに。

**○柴田博委員** 83ページの庁舎大規模改修事業の中で、今のとも関連しますけれども、先ほどの説明でLED照明の器具が1,200万円分、468台追加されたということなんですけど、そのことによってLEDにならない部分っていうのは、どのくらい残るのか、全部かわるのか、その辺はどうか、説明をお願いします。

**○安全・施設整備担当部長** 今回の改修で全館LED化にしていきたいということで進めております。以上です。

**○柴田博委員** わかりました。あと同じところで増額になった説明として、市民ホールですとか、議場の天井がアスベストを使ったものがあるんで、それを撤去するっということだったんですけども、何年か前にアスベストを使ったものを調査して、必要なところは全部やったはずなんですけど、今回なぜそんなのがまた改めて出てきたのか、その辺について説明をお願いします。

**○安全・施設整備担当部長** たしか平成17年、石綿障害予防規則等の制定に伴いまして、規制が強化されて対応してきたかというように認識しております。それで、その当時は鉄骨を石綿で吹きつけて耐火構造にしたりするということで、石綿そのものを吹きつけた部分について、飛散してはいけないということで調査をして全部撤去を一応終了してきております。今回につきましては、天井部分にですね、石綿を含む、そういう吹きつけ剤をですね、装飾用に吹きつけてあるところが議場であったり、市民ホールであったり、そういうところが扱われておまして、その当時、そこまでは調査の対象ということにはしておりませんでした。ですから、石綿そのものを使ってある部分。今回そういう部分を改修するに当たって、飛散してはいけないんで改めて調査をしたところ、その吹きつけ剤の中に石綿に相当するような成分が含まれているということで、それを処分するのにいろいろ仮設に伴う費用とか、それと市民ホールについては解体撤去費用、また食堂についても解体撤去費用が必要になったということで。改修するについては飛散する可能性があるんで、ここで一緒に天井を撤去し、新たに設置していこう、復旧していこうということでやらせていただいたものでありまして、今、御指摘のとおり、当初、平成17年当時チェックはしてはございましたけれども、それは場所の違う、そういう石綿本体の部分だけでございましたので、そういうことでご理解いただきたいというように思います。

**○柴田博委員** 確認ですけど、今回の部分については、17年当時は調べていなかったということで、今回改修するに当たり初めて使っているのがわかったっということなのか、わかってはいたけど当面問題がないんで、そ

のままになってたという、そういうことですか。

○安全・施設整備担当部長 その当時はわかっておりませんでした。法的にも改修等があった場合について、基本的に撤去するとか、飛散しないようなことをしていきなさいよということであったんで、特にその部分については調査もしてございませんし、そういうことで今まで来ておりましたけれども、今回改めて改修をする、手を加えるに当たって調査をさせていただいたということでございます。

○柴田博委員 今回、調べたっていうのは、なぜアスベストが入っているのがわかったわけですか。改めて分析等をしたっていうことですか。それとも使っている製品の仕様等からわかったのか、その辺はどうでしょうか。

○安全・施設整備担当部長 今回、発注させていただいてあります建設関係の工事の中に、分析を依頼する費用を入れてございまして、疑わしい部分について3カ所分析をした結果、その3カ所ともアスベスト剤を含む吹きつけがされてたということで、今回追加をお願いしたということでございます。

○柴田博委員 3カ所については、そういうことでは無いと思うんですが、それ以外でまだ調査してないけども、もしかしたら使ってるかもしれないっていうようなところがあるんじゃないんですか、そういうことになると。その辺のことは調査するつもりはないんでしょうか。

○安全・施設整備担当部長 今回、建設コンサルタントで設計概要、本体のですね、今までの設計書等を全部見ていただいて、疑わしいところは全部チェックしていただいた上で、その3カ所が候補に挙がってきたと。ですからその3カ所については、当初の設計の段階で調査費も発注者に負担をということで、設計に入れてあったということでございます。ですから、それ以外のところについては、現段階で法に触れるというか、体に影響を及ぼすような、そういうアスベスト剤を含んでいるというところはございません。

○柴田博委員 わかりました。

○山口恵子委員 アスベストの関連ですけれども、以前、体育館の耐震改修工事をしたときに、天井ですかね、アスベストが発見されて工期が伸びたというような経過があるかと思うんですけれども、今後、市内の公共施設などに、また工事とか改修のようなことで、アスベストが発見される可能性があるのかどうか。また公共施設、どのくらい残っているのか、もしおわかりになったらお聞きしたいと思います。

○安全・施設整備担当部長 どのくらいという、私のほうもちょっとそちらのほうまではチェック、全庁的、全部の施設はやってございませんけれども、どちらにしても調査の施設全般についてファシリティーマネジメントということで調査をいろいろしておりますので、場合によってはその中ですね、今後改修、または建てかえ等いろいろ出てくる場合については、調査をしてくってということも出てくるんじゃないかなと。ただ実際にですね、何も手を加えない段階で飛散をしてく、老朽化に伴って飛散をしてくってということはほとんどありませんので、今の基準の中ではあくまでも改修があるときには、そういうものは撤去するなり、飛散しない方法をとりなさいよという基準でなっておりますので、そんな対応を今後していくような形になるかと思えます。

○委員長 いいですか。そのほかございますでしょうか。

○副委員長 2点お願いしたいんですが、まず91ページのですね、信州しおじりふるさと寄附金事業というのですが、これは昔の納税事業ということでいいんでしょうか。

○企画課長 これはですね、ふるさと寄附金税制始まって、市町村に寄附をした場合、寄附金控除を受けられるという制度で、これは今までありました。これについてさらにですね、塩尻市の地域ブランドを発信し、塩尻圏

の来訪者、あるいは塩尻ファンをふやしていただく。御寄附をいただいてですね、その方に特産品をお送りするというので、さらに塩尻の応援団をふやしたいと、そういう趣旨で返礼品をですね、お送りする経費を計上して、さらにPRを務めたいと、こういう事業でございます。

○副委員長 インターネット等でもですね、募集されておりますし、今、予定される中ではどのくらいの件数で、どの程度の人がついていうふうに想定されておりますでしょうか。

○企画課長 これまでですね、年によって実績、それぞれございました。本年度、25年度はこれまで一番多くですね、今のところ16件の御寄附をいただいております。こういった返礼品をすることによって、ふえるということは期待されます。寄附金がふえるということは期待されますけれども、一応、今のところ寄附件数についてはですね、30件くらいは期待できるかなというような見込みでおります。これ、損得の話ではありませんで、もっと塩尻をPRしたいということですね、中心に考えておまして、収入見込み、さらにふやせばよろしいわけですが、30件くらいは寄附をいただけるという見込みと、あとは塩尻ファンをふやしたい、さらにどんどん全国に発信したいと、こういう趣旨でございますのでよろしくお願いします。

○副委員長 ありがとうございます。インターネットを見てもですね、もうちょっとしっかりいろいろ工夫して募集することも必要じゃないかななんて思いましたけれども、ぜひ努力をお願いしたいと思います。それが1点です。

それともう一つ、119ページの下段から4番目の地方税滞納整理機構負担金ということで416万円あるわけですが、これ、加入することによってですね、どんなメリットがあるのか、実際こういう効果が十分出てますよってというような、そこら辺を教えていただきたいと思っております。

○滞納整理係長 済みません、後先になりましたが、収納課長、休暇いただいておりますので、課長補佐ですがよろしくお願いたします。今御指摘の地方税滞納整理機構ですが、平成23年からスタートしております。メリットですが、大口困難案件等、塩尻市の中では、これちょっと難しいと思われる案件ですね、こういったものを25件、滞納整理機構に移管しておまして、実績としましては、毎年1,200万円から1,300万円ほどの徴収をいただいております。徴収率では本税レベルで昨年が23%、これは地方税滞納整理機構全体では、昨年在15%でしたので、機構全体の中では徴収率はいいんですが、同じような組織の中では大体平均で20%くらいと言われておりますので、困難案件としては大体平均並みかなと思っております。ただ、少人数の中ですね、400万円の負担金を出して、1,200万、1,300万円徴収いただいておりますので、一定の効果はあるものと思っております。以上です。

○副委員長 市のほうもですね、いろいろ徴収員さんもお願したりして、囑託の方からいろいろ努力されてると思うんですけども、やっぱりそれ以上にこういう機構に委託すると効果があるという考え方でいいんですね。

○滞納整理係長 一定の効果はあるものと考えております。

○副委員長 ちょっと素人目に考えるとですね、1,200万円のお金を集めるのに400万円余のお金をかけるという、何かあんまりというような気がするんですが、私も税のほうはよくわからないんですが、税の皆様にとっては、これは十分効果があると、そういう理解ですね、今の答弁でいくと。

○滞納整理係長 徴収率から見ますと、ことしまだ1月実績しか出てないんですが、ことしもう既に昨年の実績1,200万円を上回っております、1,400万円台に、今なってます。まだあと数カ月残してこの実績

でありまして、県の平均が12%台ですので、それを考えると塩尻市としては、400万円積んでも一定の効果が出てるといふふうに考えております。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。

○森川雄三委員 今回のね、ふるさと寄附納税の関係でちょっとお聞きをしたいんだが、予算的には24万円ほどってことで、そうたいしたことはないんだけど、この金額で、例えば寄附がですね、今おっしゃられるように30件、50件ふえれば、これはほんとに大きな成果だと考えるわけだが、この24万円のいわゆる抛出根拠というかね、例えばほかでは5万円までには3,000円くらいのとか、5万円以上には5,000円とか、例えば100万円くれたら1万円返礼するとか、そんなようなことも言われてるんだけど、そこら辺の算出根拠的なものは、どういうように見ておられたのか。

○企画課長 自治体によってこれ、金額に応じて返礼品を変えたりとか、いろいろございます。本市でもいろんな自治体、研究いたしましたり、庁内議論もいたしまして、一定の基準が必要だという中で、1万円以上5万円未満がですね、こちらの方にはワインの赤白セット、紅白セットと、それから市内の博物館の無料入館券でございます。来ていただくための方策でございます。それから塩尻市の広報をですね、1年間送付をすると、こういったことにいたします。それから5万円以上の御寄附をいただいた場合にはですね、先ほどのワイン、紅白ワインのかわりにふるさと塩尻まごころ特産セット、これ仮称でございますけれども、このようなセットにいたしまして、ワインとですね、それから漆のワイングラス、2個セットでございます。それから大豆しょうゆ、山賊焼きのたれとかですね、それから豆でございます。彩っこ豆っこ、こういったものをセットに、パックにいたしましてお送りをする。そういったことでお礼の気持ちを示し、本市の特産品をPRしていきたいと、こういった基準で1万円以上5万円未満、5万円以上ということで区分をさせていただいております。

○森川雄三委員 これで、ちょうど5年くらい前になりますか、平成20年に私、ふるさと納税、一般質問でね、この見返りじゃないけども、お出ししたらいかがかかっていう質問をしたことがあるんですよ。当時ね、部長さん、そんなこそくなことはやりたかない、そんなみぐさいことは恥ずかしいと。いや、それは当時ね、何力所かやってたんですよ。それで稼いでる市町村もかなりあったことは確かなんです。その当時始めていりゃあね、塩尻市も先駆者でね、もう大変寄附が集まっていたんじゃないかと思って残念なんだけれども、この金額でね、本当にそういう寄附が集まるんなら結構なことだと思うんですけども、いずれにしても、この寄附をね、塩尻を愛してもらえるファンをふやすといった意味ではね、やっぱりその見返り場面というものは、しっかりと検討してですね、本当にこれが、これでいいのかというところを研究をしていただきたいなと思いますし、金額が20万円程度なことなものですからもう少しね、思い切ってPRする意味があるんだったらもっともって差をつけて返礼してもいいんじゃないかと、こんなふうにも考えます。これはあくまでも意見だし、要望としておいておきますけれども、ぜひ、ふやしてほしいなと思います。それともう1点いいです。

○委員長 どうぞ。

○森川雄三委員 合併振興基金の関係がね、いよいよ新年度最後の基金を積み立てて満額ですか、これが。14億6,000万円が造成できるわけですけども、これはあれですか、最終的に来年度、1年過ぎ、27年度から自由に使えるお金なのか。それからこの基金の使い方として、どのような使い方を市として考えておられ



るか、この点いかがか。

○**財政課長** 合併振興基金でございますけれども、トータルでは先ほど申し上げましたように14億6,000万円余の残高ありますけれども、取り崩しにつきましては、償還が完了したのから活用できるということになっております。したがって、全部14億円ということではございませんで、例えば17年度に2億8,000万円ほど積み立てをいたしましたけれども、これが28年度償還完了となりますので、ここら辺から使い出すことができるというものでございます。したがって、用途につきましては、条例の中で合併後の地域振興施策の推進を図るために要する費用の財源に充てるということでございますので、各年度の財政状況を見ながら用途につきましては、また議会のほうと相談をさせていただきたいと思っております。

○**森川雄三委員** 償還が終了ってことは、それじゃ17年度から毎年1億円くらいのが積み立てられてきていたわけだね。となると、毎年その程度くらいいきり使えないというように理解していいわけ。使わななですと置いておけば、それはたまるんでしょうけれども、使い方としては償還をしたやつじゃないと使えないとなると、毎年使うなら積み立てた金額いきり使えないと、こういう理解でいいわけかいな。

○**財政課長** そのとおりでございます、17年度に積み立てた基金が2億8,500万円、18年度も2億8,500万円でありますので、この17年度に積み立てた2億8,500万円の償還が完了次第、これには手をつけることができるということでございます。18年度も同様ということでございます。

○**森川雄三委員** いずれにしても合併のためのおかげでって言っちゃおかしいけれども、造成できた基金という中であってですね、ぜひ、応分の割り当てで檜川地区へも使えるようなスタイルをですね、つくっていただきたいなと、お願いだけしておきます。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**山口恵子委員** 119ページの口座振替等手数料についてお聞きします。26年度から税を納めるのに当たり、コンビニ納税を多分実施していくというようなことを聞いておりますが、今、年金とか自動車税はコンビニで納められるようになっており、軽自動車税とか市税も塩尻市でも納められるようにしてほしいという要望はかなり前からありまして、いよいよそれが26年度から実施されるような予定だと思うんですけど、これの手数料の内訳はどのくらいを見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

○**滞納整理係長** 119ページの徴収事務諸経費の中ほどですが、口座振替等手数料584万2,000円と計上があります。今、委員御指摘のように平成26年度の当初課税分ですね、当初課税分からコンビニ収納がスタートいたします。このうちコンビニ収納にかかわる手数料としては、おおむね80万円を見ております。以上です。

○**山口恵子委員** 先進的に取り組んでいるところの状況をお聞きしますと、やはり便利になった分、利用もふえて手数料がちょっとかかるってようなことも課題にあるようなんですが、その辺はどのように考えられているのかお聞きします。

○**滞納整理係長** 初年度ということでありまして、全く実績がありませんので、この予算のコンビニ手数料80万円というのは、割合からすると全、納める件数のおおむね6%に当たります。同じ人口規模の伊那市がですね、やはり当初始めた年の実績としては、全体の8%という実績があるんですが、この辺についてはコンビニの状況とかいろいろ地域格差もありますので、とりあえずここでスタートさせていただいて、様子を見ながら必要があ

れば補正も必要かなという状況、あるいはどうなるかっていうのは、今後実績を確認してまいりたいと思っております。以上です。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 97ページの上のほうのですね、地域活性化支援事業交付金200万円ですけれども、説明資料を見ると地域が主体的に取り組む緊急的な整備事業や改修事業ということなんですけど、具体的にはどんなことをやる時に交付されて、交付するかどうかっていうのは誰がどのように決めるのか、その辺について説明をお願いします。

○企画課長 これはですね、地域の緊急的な課題ということでございます。都市内分権とまではまいりません。けれども交付金の取り組みとしてはですね、他の自治体でもございまして、ただ本市の場合はですね、ふれあいのまちづくり事業がございまして、したがって制度との切り分けが必要でございまして、あらかじめ計画的にですね、執行していただく分については、ふれあいのまちづくり事業を活用していただきます。けれどもどうしてもですね、やはり地域の中では緊急的な課題というのは出てくるというようなことの中で、そういうものは、その地域の中で、その課題を解決するためにですね、支所長を中心に、あるいは当然区長会長さんとも御相談しながら優先順位をつけてですね、課題に取り組んでいって、支所長が地域内をマネジメントする、そういうことも必要になってくる交付金でございまして、これにつきましては、支所長なりが取りまとめでですね、地域内の区長会長等と相談をしながら、地区内での課題を要望を整理していただきます。それを年度の初めにですね、ふれあいのまちづくり事業は、その前の年に要望は締め切っておりますので、その年のできるだけ当初に取りまとめで企画課のほうへ出していただきます。それを協働企画部長以下ですね、庁内の審査を行うことになっておりまして、目的に合致しているかどうか、そこを審査をさせていただきまして、それについては申請どおりよろしいということになりますと交付させていただいて御活用いただく、そのような仕組みで実施をしていく、そういう予定でございまして。

○柴田博委員 だから、具体的にどんなものが適用になるかっていうこと。

○企画課長 これはですね、経過の中では本年度、この事業は原材料費に固定しておりました。原材料費として20万円を執行する、こういうことで確保していたわけですけれども、原材料費ということで科目を特定いたしますと、執行する際に例えば消耗品ですとか、場合によっては委託というようなことになりまして執行できないということがございます。そういったものにある程度柔軟に対応するために交付金化をしたということでございまして、ものはですね、当然今までどおりの原材料費も当然でございまして、その他地域内の課題を解決するためですね、生活環境の整備ですとか、地域内での自治会加入の促進も含めてですね、地域づくりに資する事業であれば、ある程度柔軟に対応できる交付金ということで執行していくということでございます。

○柴田博委員 よくわからない。活性化支援事業って、活性化って言葉が入ってたりするんですが、要は何でも地域の中で、例えばどっか直したいとかいうようなときに原材料費等が、この枠からはみ出なければいいよという、そういうことなんですか。具体的に。

○委員長 今年度実際にもうやってきてるんで、具体的にやった中身なんかちょっと具体的に言ってください。

○企画課長 失礼いたしました。本年度は原材料費です。原材料費ですので、例えば大門でしたら憩いの広場を整備するということでですね、原材料を支給して、その場合には15人の皆さんが、その作業に参加していただ

きました。あるいは、広丘ですと野村のグラウンドを整備したいというようなことで、原材料を支給して、その作業には20人の方が参加していただいたり、そういったことで、住民の参加ということも当然狙っている、お願いをしているところでございます。本年度の今までの執行の中でですね、原材料費ということで全てはなかなか執行できませんでしたが、今のところ70%執行しております、それにかかわっていただいた住民の皆さん283人が参画をしていただいていると。そういうことも当然協働、あるいは参画というものにも絡めていく、それが活性化の交付金だと思っております。したがって、原材料費だけでこれまで執行してきましたけれども、なかなかそれだけでは賅えないというところは、ある程度柔軟にですね、他の科目からの執行、例えば委託料になる場合もあるかもしれませんけれども柔軟に対応する、そして地域内の課題を解決する、そういう使途で執行したいということでございますので、よろしく願いいたします。

○柴田博委員 わかりました。済みません、もう1点違うところで、89ページの上のほうで特殊建物定期報告委託料というのがありまして、先ほどの説明ではちょっと聞き間違いでなければ、前年度より225万4,000円多いということと、それから件数が3件から17件にふえてるってということで説明を受けたんですけども、件数のふえ方と予算のふえ方というところが勘定に合わないような感じがするんですが、1件ごとに中身が違うのか、それとも金額がふえてるのか、その辺について説明をお願いします。

○財政課長 建物定期報告につきましては、建築基準法により定められております定期検査でございます、例えば保育園等につきましては2年に1回、学校等につきましては、3年に1回実施するという内容になっております。25年度につきましては3件でございます、対象といたしまして小坂田公園のプールとレストラン、それからチロルの森のレストラン、この3件で18万2,000円でございますけれども、26年度につきましては、3年に1回の学校が回ってまいりまして、小中学校で14校、それから緑ヶ丘の住宅等17件ということで、243万6,000円の計上となったものでございます。

○柴田博委員 そうすると今年度は、3件で1件当たり大体6万円くらいだったのが、26年度は17件で225万円ということは、1件当たりになれば倍以上になってるという、そういうことで間違いはないわけですね。

○財政課長 単価については担当、私のほうから申し上げますけれども、建築物等によりまして、なおかつ床面積の規模にもよりまして単価が定められております。例えば、学校ですと1,000平米未満でありますと2万5,300円でございます。単価です。1,000平米以上、2,000平米未満になりますと3万8,000円というようなことでございます。必ずしも件数と金額につきましては、分類と床面積によって異なっているということで御理解をお願いいたします。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 ほかに。

○森川雄三委員 デジタル移動系のやつおせ、26年、27年で整備をしたいというようなことで、大きな投資をするわけだけれども、これはあれですか、あくまでも災害時における総合情報伝達確保というようなことをここに書いてあるんだが、現在ある、例えば檜川の防災行政無線、それから市内の防災無線ですか、これとはまた別、あくまでも別のものという考え方でいいわけ。

○消防防災課長 別なものと考えていただいて結構だと思います。現在あるのは同報系ということで、基本的にはこちらから情報を流すだけの無線です。今回整備しようとしているものは双方向、要は電話なりトランシーバ

一といったのを想像していただければいいんですが、こちらから情報を流して相手からも聞ける。ですから現場との情報のやりとりができるといった、そういったような無線の整備ということで考えております。

○森川雄三委員 要はね、大きく投資して災害のときだけの利用っていうんでなくて、できちゃそれが地域の防災無線と合体できることができないのか、そこら辺は無理なの。双方間ができるなんて余計、何て言うんかね、普段これだけ維持費、保守管理がかかるわけだよ、樋川にしても、塩尻市内においても。それが同時にできないのか、できないからこういう方向なんでしょうけれども。そこら辺の利用っていうことは、不可能なわけなんですか。

○消防防災課長 基本的には、同報系と移動系というものは、全く周波数的にも違うものでございまして、同時利用というのはできないと思います。できるということであれば、今まで整備した同報系の中で一緒に整備をしていくという形になったかと思えますけれども、ただ移動系の場合は、今度、以前にも配備しました各区長さんですとか、それから公用車等々のも整備いたしますので、災害時のみならず他の部分でも運用ができることは可能かなというふうに考えていますけども。

○森川雄三委員 そうすると、車へ搭載したスピーカーみたいなので、例えば地域を回ってお知らせをするとか、そういうことも可能になるという意味ですか。今の場合は、いわゆる個々の家庭に受信機を持って一方的に聞くだけだよ。そういうことが可能ということにもなるっていうことですか。あくまでも本部と地域との、いわゆる状況を伝え合うだけの情報取得の機関なのか、そこら辺は。

○消防防災課長 当然車載も公用車等には、必要な車につける予定でおりますが、こちらで流したのを車載で、広報で流すといったふうではなくて、それはあくまで車についた広報車で流すということで、要は無線ですので本部と車、あるいは車と現場、現場と本部と、いわゆる全ての無線で電波は共有できますので、ですから一番は市役所と現場、現場の状況を見るために、例えば建設の職員が出て行ってる車と直接のやりとりができるとかいった、そういった無線でございまして。

○森川雄三委員 なるほど。いわゆるそれだけっきり利用ができないということだね。もう少し幅広い利用方法といったことは可能じゃないという意味だね。いいや、いいや、そこんこは。ちょっと、もう1つ、それじゃね。よくはないけども、大きい投資するで、本当はうまく利用できりゃいいんだが。

もう1つ、倉庫かい、何て言っただけ、貯蔵庫。16カ所。

○委員長 26カ所、防災貯蓄倉庫。

○森川雄三委員 貯蓄倉庫。

○委員長 111ページ。

○森川雄三委員 111ページ。今回である程度整備ができたっていうようなお話なんだが、国交省のやつが1カ所小坂田にあつて16個あるね、たしか市内にある。これはあれかね、16カ所で、もうおしまい。

○消防防災課長 おしまいではなくてですね、一応国で示されている基準の食糧が人口の5%、2食分ですとか、あるいは災害上の毛布が人口の5%分とかいうふうに基準で定められている部分が、とりあえずは26年度で基準を満たすということです。それ以降につきましては、この備蓄品についてはですね、いろいろな要望がございまして、乳幼児のもの、それから女性に対応するものとかいった、幅が広いもんですから、そういったものにつきましては、年度ごとに整備をこれから要望等に応えられる中でしていくということで、とりあえず26年度で

一応基準が整備できるということで、これで終わりといったことではありません。これで終わりってことは一切ございませんので、27年度以降も継続して整備はしていきます。ただし食料品については、どうしても賞味期限というものがあるものですから、その部分については更新をしていかなくちやいけないという部分もありますので、順次27年度以降も継続はしてまいります。

**○森川雄三委員** だからね、倉庫の、要するにこの貯蔵庫のね、備蓄庫の設置の計画というものが、どうなるのかっていうことを聞きたいわけよ。要は今、16カ所きりないんでしょ。それじゃ来年度にはどこどこへ設置をしたいとか、3年後にはもう5つもふえてますとか、そういう計画ができてるかってことを教えてください。

**○消防防災課長** 現在のところですね、22年に同報系整備しましたし、これで26、27年でまた移動系を整備ということで、非常に多額なお金がかかるものですから、その整備が終わった後に防災面については、そういった倉庫ですとか、いった部分について年次計画的にまた整備をしていきたいということでございますし、ただもう1点は、現在各区において宝くじの助成金等を使ってですね、防災備蓄倉庫を導入しているところがふえてきておりますので、そういったところに対しても足りない備蓄品等を今後配備していきたいという計画もございますので、あわせて今後については整備をしていくという形で御理解をお願いしたいと思います。

**○森川雄三委員** いずれにしてもね、66地区ありますが、おかげで檜川の場合は3地区、それぞれ入っているものですから、ぜひ漏れることなくね、今後計画に入れて、防災無線もいいですけれども、やっぱりそっちのほうも大切じゃないかと思えますんで、計画的にぜひ進めて行っていただきたいと、このようにお願いをしておきます。以上。

**○委員長** ちょっと関連で、私のほうからその上のデジタル、先ほどいろいろと議論になりましたデジタル移動系の防災無線の関係ですけれども、今もあるわけですが、あまり使用されていないということで、配備はどういう形で配備するかってのが1つと、区長さんたちもあまり使われていなくて、そのくらいなら今、携帯電話があるで、携帯電話の電話代もらったほうがいいような話もあるくらいですが、実際に災害が起きたときは、多分そこら中かけて通じないということがあって、こういうのが整備されてるのか、その辺時代が変わってきている中で、これだけの大きなお金かけてやるってことのメリットというか、そういうことをもっと市民にちゃんと伝えていかなきゃいけない気も、我々もこれを承認するということになればあるわけですので、もうちょっと細かくお伺いいたします。

**○消防防災課長** 済みません、説明が足らずに。一番はですね、災害時ということでございますので、災害時になりますと非常に電話等がつながりづらいといったような、今まで東日本大震災のときでもそうでしたけども、そういった中で、この移動系の防災無線を整備することによって、個人のお宅については区長さん宅を、今、全て66区長さん、お願いする予定でおりますし、そういった連絡がとれる。あるいは区長さんと支所との連絡がとれる、区長さん同士の連絡がとれるといった状況の整備をするということで、今までのアナログ無線は全てもう23年度に撤去してございますので、現在区長さん宅には1台も置いてありません。ですから、同報系のただ一方通行の連絡とは違って、個々に今度お互いが連絡とりやすいといったことで、デジタルになりますので、電話機を使うといった感覚で使える移動系の子局、携帯型の無線機を整備する予定ですので、かなり前の、前の無線機はピポピポってやつですよ、非常に使いづらかったといった点もありますので、今度は恐らく携帯電話感

覚で使えるのではないかなというふうに理解してます。

○委員長 もう1回済みません。災害時だけで通常はほとんど使用がないっていうような理解になるわけですかね。

○消防防災課長 無線ですので、特に電話料等が必要になるわけじゃございませんので、各区に置いてですね、例えば洗馬地区の区長さん同士が、それを使って連絡を取り合えるといったメリットは出てくるかと思いますが、せっかく整備しますので、一番は災害時ということで、それについて一番必要な部分ということで整備をするわけですけども、運用についてはですね、地域、あるいは市内全体の中でも、使い勝手が恐らくよいと理解して整備をするものですので、使いようによっては区内、あるいは市内全域といったような形で利用が可能かなというふうに思ってますので、お願いいたします。

○委員長 そのほか、ございますでしょうか。

○中原輝明委員 今の同報無線と移動の関係だが、今の言ってるのはあれじゃない。皆さんが本当にわかっちゃいないじゃないの。皆さんが本当にわかってるじゃないの、本当に。わかってるの。わかってて説明してる。これは、この前無線にしちゃった三沢市長のときだわ。1億なにかしかなかったんだ、一億五、六千万円かけて、そのものはただ終わっちゃって、今回またかけていつ、これ耐用年数っていうのはあるの、ないの。永久に無線だでない。はっきり言い切れる、それ。その辺をびしゃっとしておいて購入しないと、あとまた失敗するよ。五、六年たって、またこれなら。ただね、億っていう金を捨てるってことは、皆さん、日の丸だでもいいが、一般の家庭になってごらん、一日も生きてられないよ、そんなことしたじゃ。だからびしゃっとしてやらなきゃいけないって言うてるだ。それは、今、熊井君だけに言ってるじゃないだ、熊井だか君に。これは、みんなの考えがそうだよ。その辺の指示を副市長は何をしてるかって、俺は言いたいだ、本当の話は。徹底をさせないと。いや、副市長、笑ってもいいが、いいかい、それは副市長であるのか、それを指示を出すのは、誰が徹底指導するの。平間総務部長か。総務部長がいけなきゃ、その下の連中もいけないうぞ。俺もうちょっと言うがね、今緊急事態のときに本当に現場で指示できる者は誰もいない、ここにいる職員は。人が一生懸命でやっても、手を出さないような職員きりだ。それで上司がやって、課長がやってたら、みんな一生懸命でやらなきゃいけないだよ。課長は次の仕事があるわけ、指示をしなきゃいけないで。それをぼーっとしてて、みんな外へ出る。こんなもの災害が起きちゃ皆さん通用しないよ。もう少し実地をしっかりと勉強しないと。おい、副市長しっかりとやってよ。何かあったらびしゃっと言って。

○副市長 それぞれですね、同報系無線とそれから移動系無線、使いようがございましてですね、今回大雪の際でも同報系無線で相当市民の皆さんには御協力をしていただいたり、私どもの情報をですね、お伝えを申し上げて対応をしていただいたということがございます。このデジタル系、いずれにせよデジタル系移動系の無線はですね、今の無線がなくなっちゃうわけですから、アナログの無線がなくなっちゃうわけですから、区長さんやそれぞれのところに、例えば学校なり、支所なりに、いざというときに連絡をとる手段がなくなっちゃうわけですよ、災害の際はですね。だからそれは唯一の無線ですから、唯一の手段であります。したがって運用につきましてはですね、これからしっかりと、その運用をどうやってやっていくかは、消防防災課を中心にですね、対策をとって、あるいは区長さんの御協力をいただいたり、議員の皆さんの御協力をいただいたりしましてですね、やっていくつもりでございますが、相当大きな金をかけて、しかし災害のときはですね、これが唯一の手段として

機能をしてく。これと同報系を組み合わせ、初めて市民の皆さんにきちんとした情報が伝わるすることができますし、指揮命令もですね、これで確保ができるということになりますので、御理解をお願いをしたいと思います。申し上げましたとおり、運用につきましては、今後ですね、付せられた意味も含めまして、しっかりやっていきたいということでございます。よろしくをお願いします。

○**中原輝明委員** それと行政連絡長の皆さんにいつも、俺言われるのは、なんか手当が少なくって仕事は多いが、どういうもんだい。これはあれ、他市と比べてどんな状況なの、わかってる。今、ここの予算を見ると、3,700万円くらいになるだよ。それで1人で計算すりゃ、50万円ちょっとだ。その辺はどんなぐあい。他市じゃなくて塩尻市としてそれでいいのか、悪いのか。今、行政連絡長は、皆さんにぶーぶ一言ってるか、言わないか、それは知らんが、大変な俺たちには苦情が来てる。もう少し上げてもらわなきゃ、とてもじゃないが、やりきれないと。日も潰れるもんでさ、その辺はどういう今後考えているのか。他市じゃなくて塩尻市としては、どうだ。いつでも一番いけないのは、他市、他市って、皆さんは。他市じゃなくて、自分で見本示せ。そうすりゃ、他市がこっちを見るだで、今度は逆に。その辺は、総務部長どうだよ。

○**総務部長** 行政連絡長の方には本当に多くのことをお願いしたり、御尽力をいただいていることはですね、十分承知しております。ただ、報酬についての考え方につきましてはですね、おっしゃるとおり少ないんじゃないかと、仕事量に比べてですね、いうお考えもあるでしょうし、中にはですね、多少それとは異なるお考えの方もいらっしゃる、ということでありまして、そういったものを全て、全てと言いますか、勘案しながらですね、これまで順次会計なりをしてきてるということでございますので、また改めてですね、区長会と言いますか、行政連絡長会議にお諮りをするなりをして、状況を把握しながら適正な改正に務めていきたいというように考えております。

○**中原輝明委員** もう1つは、先ほど柴田委員が言われたとおり、200万円の地域活性化というものに関連してだね、今、ここに支所長はみんな来てる、いるかい、みんな。それじゃ、俺、支所長に、これ関連して聞くがさ。今の200万円を含めて、各支所はこういうような予算の中で満足してやってるの。それで、もし満足感がないとすりゃあ、どっかでブレーキがかかっているわけだが、もう少し皆さんの要望を市の理事者初め、その皆さんが聞いてほしいってことを、俺言いたいだ。苦情がなけりゃいいよ。ありゃ、ここで言いましょ、いいで。これはね、はっきりここで言ったほうがいいよ、苦勞してることを。ないか。逆に、俺聞きたいだけさ。議会もそれを聞かなきゃ納得しない、いつでも満足しているように見えてるでさ。例えば支所の皆さんの一番苦勞しているのは、災害時の緊急な事態が起きたときに、さあ支所長、このくらいのもんどんどんやれっていうのが、地元の支所長に責める言葉だで。それを受けて支所長は努力してるだよ。ほいで、本庁の職員に聞きゃあ、言葉では威張ってけつかるって言っちゃ申しわけないが、ちょっとうんと生意気っていうか、高姿勢だよな、俺の目から見ると。その辺をぴしゃってしていかないと。これはどうしたってあれだな、副市長の指導が悪いっちゃ悪いが、頼むわ。それだでね、今、支所長本当に苦慮してるよ。ないか、何にも。なきゃ、これは満足したって解釈でしょうがないしさ。そして今、200万円の話。よくそっちも言ってたが、交付金か、負担金か、補助金か、分担金かってあるわけだね。しかし、そのものっていうのは、補助金、負担金っていうのは、また別だと思うが。補助金っていうのは与えるのじゃない、何に対しても補助だで。与えるじゃない、また勘定して返せってこと。200万円の中で、地域で自由に使って効果を上げなさいっていうのが本来じゃないの、違うかい。

○企画課長 済みません、支所長にっていうことでございます。けれども支所長会議等ですね、委員さんおっしゃるようなことの御意見が多数ございました。これは、経過の中ではございます。それと区長会の理事会を通してですね、同様の御意見がございました。これは先ほど申し上げましたとおり、原材料費としての執行はいかがかということでございます。そうすると限定された中でですね、やはりそうは言っても交付金でございますので、財務規則の縛りがございます。そういうことで、なかなか使い勝手が悪いという御意見がございました。そういう中でさらに裁量を持たせて支所長さん方の権限ですね、執行できる交付金化をするというのが、今回の、先ほど御説明した趣旨でございますので、これについては、委員さんおっしゃるとおり支所長さん方の御意見を反映し、それから区長会、理事会の御意見も反映した見直しということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。できることはさせていただいたという予算でございます。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 広報のアンケートの件についてお聞きします。4月1日号にアンケートを振り込むというような説明だったかと思いますが、アンケートの主な内容と、あと回収率をどのくらい見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

○秘書広報課長 まず、回収率でございますが、大体30%を見込んでおります。また内容でございますが、今詳細を決定しているところでございますが、広報しおじりの関係、行政チャンネルの関係、またホームページの関係につきまして、行政側からの情報が正しく伝わるかとかですね、こんな内容のものを広報してほしいとか、そんなようなものをお聞きする予定でございます。まだ決定してございませんので、申しわけございませんが。

○山口恵子委員 市民からの多くの要望の中に広報、今、1月に2回発行されていますが、それを1カ月分まとめて、予定が、スケジュールが立てやすいように1カ月分の情報をほしいってというような声があるんですけども、その辺のことも含めてアンケート内容に入れていただく予定があるのかどうかは、いかがですか。

○秘書広報課長 幾つかの御希望の中で、やはり月一遍でどうかというようなこともお聞きしておりますが、今回のアンケートの中では、直接月1回でどうかということは聞くつもりはございませんが、自由表記の中で月1回という御意見が多ければ、また考えたいと思いますが。なお、月1回にいたしましてもページ数はそんなには変わらない状況になりますので、予算的にもですね、あまり変わらないんじゃないかというように推測をしております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにございせんか。よろしいですか。それでは、119ページまでは、以上で終了といたします。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。2時10分から再開いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に移ります。歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、120ページから4款衛生費197ページまでの説明を求めます。それでは、続けてお願いします。

○市民課長 予算書の120、121ページをお願いいたします。121ページ、白丸の上から3つ目、戸籍住



民基本台帳事務諸経費につきましては、システム医療にかかわる委託業者の変更などによる委託料や使用料などの削減があるものの通常の内容となりますので、1点のみ御説明を申し上げます。黒ポツの上から6つ目の郵便料の予算のうち、25年4月から導入いたしました戸籍謄本などを委任状により交付した場合において、その事実を委任者本人に通知する本人通知制度にかかわる郵便料として、月平均100件分を見込み約10万円の予算を計上してございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 同じく120、121ページ、4項選挙費でございます。予算説明資料では52ページでございます。1目選挙管理委員会費2,341万1,000円でございますが、選挙管理委員会の通常の事務費でございます。121ページ説明欄、一番下の白丸、委員会運営等事務費の2つ目の黒ポツ、退任委員記念品代でございますが、委員4名全員が本年10月に任期満了となるため、その記念品を計上しているものでございます。次にめくっていただきまして、122、123ページでございます。123ページ、黒ポツ6つ目、選挙システム使用料282万7,000円でございますが、選挙人名簿の管理システムや期日前投票の管理システム等の機器一式の使用料でございます。

次に中段でございます2目の選挙啓発事務費29万5,000円でございますが、説明欄の白丸、選挙啓発事務費の1つ目の黒ポツの選挙ポスター表彰記念品代につきましては、小中学生から選挙ポスターを募集し、優秀作品を表彰しているもので、応募者への参加賞、あるいは入賞者の表彰経費でございます。それから2つ下でございます印刷製本費、またその下の郵便料でございますが、選挙人名簿の登録の際に、新成人に対してバースデーカードを送付し、選挙権の行使と啓発をする、その経費でございます。

次に3目県知事選挙費でございます。本年8月31日に任期満了となります長野県知事選挙の執行経費2,657万9,000円でございますが、この執行経費につきましては、県から委託金として交付がなされるものでございます。その主なものでございますが、123ページ説明欄中ほど下になりますが、白丸の投票管理者等報酬288万8,000円につきましては、市内41カ所の投票所及び3カ所に設置します期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、また開票所等における選挙立会人等の報酬でございます。

次、その下の2つ目の白丸、選挙事務諸経費でございますが、黒ポツ9つ目印刷製本費と4つ下の郵便料につきましては、入場券の印刷と発送経費が主なものでございます。おめくりいただきまして124、125ページになります。右側説明欄で黒ポツ5つ目のポスター掲示場設置委託料287万3,000円につきましては、市内277カ所に公営掲示場を設置するものでございます。

次に4目県議員選挙費をお願いいたします。平成27年4月29日に任期満了となります県議員選挙の執行経費852万4,000円でございますが、平成26年度予算での対応分を計上しておりますが、主要な執行経費は、平成27年度の予算に計上することになりますので、よろしく願いをいたします。この経費につきましても、県から委託金として交付がなされるものでございます。説明欄で中段の投票管理者等報酬につきましては、これは期日前投票管理者の報酬の一部を計上するものでございます。

また、3つ目の白丸の選挙事務諸経費の中で下から4つ目のポツ、ポスター掲示場設置委託料218万4,000円につきましては、設置する費用を計上し、撤去費等につきましては27年度予算に計上としております。

次に126、127ページをお願いいたします。5目市長選挙費2,911万8,000円でございますが、本年9月30日に任期満了に伴います市長選挙でございます。9月21日に選挙の執行を予定しております。そ

の執行経費でございます。

最初の白丸の投票管理者等報酬でございますが、市内41カ所の投票所及び3カ所に設置します期日前投票所の投票管理者等の報酬でございます。

3つ目の白丸の選挙事務諸経費でございますが、主なものといたしましては、1つ目でございます臨時職員賃金176万円余につきましては、選挙従事、そして期日前投票所の受付等に従事していただく臨時職員を雇用するものでございます。9つ目の黒ボツ、印刷製本費250万円につきましては、入場券、選挙広報、また投票用紙等の印刷でありまして、その下黒ボツ3つ目でございます郵便料につきましては、入場券等の郵送料でございます。その下6つ目でございますポスター掲示場設置委託料につきましては、市内に277カ所の公営ポスターを設置するものでございます。一番最後、選挙運動公営費負担金397万8,000円につきましては、選挙運動用のはがき、また選挙運動にかかります自動車、燃料、またその運転手、それから選挙運動用のポスター、また選挙の運動用のビラ、その作成経費を公費で負担するものを計上しているものでございます。以上でございます。

○企画課長 それではおめくりいただきまして、128、129ページをお願いいたします。5項1目統計調査総務費でございます。説明欄の2つ目の白丸、統計調査諸経費でございます。下から2つ目の黒ボツになります。印刷製本費28万4,000円、これにつきましては統計しおじりの印刷代でございますし、その次の黒ボツ、住基データ作成等業務委託料13万円、これにつきましては、住民基本台帳人口の月々の転入転出の人口移動報告業務を委託するというものでございます。

その次、2目基幹統計調査費で1,115万6,000円でございます。平成26年度につきましては、毎年実施されます学校基本調査、それから工業統計調査がございますほかは、5年周期の調査としまして経済センサス、農林業センサス等がございます、その調査員の報酬等を計上するものでございます。統計調査費については以上でございます。

○監査委員事務局長 それでは、続きまして130、131ページをお願いしたいと思います。131ページ2つ目の白丸印になりますが、6項1目監査委員費の監査事務諸経費につきましては、予算額527万2,000円で、25年度当初予算に比べまして24万9,000円、5.0%の増となっております。このうち主なものは、監査委員報酬の295万6,000円で、これにつきましては識見監査委員2名に対しまして月額9万6,000円を、議会選出監査委員に対しまして月額5万4,300円の報酬を支払うものでございます。次に臨時職員賃金103万7,000円につきましては、臨時職員1名分の賃金を計上したものでございます。このほかには、費用弁償としまして56万9,000円、工事技術調査業務委託料の21万7,000円、消耗品費19万円、普通旅費の16万4,000円などとなっております。以上です。

○健康づくり課長 ページ飛びまして150、151ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費でございます。151ページ説明欄中ほどの丸でございますけれども、檜川保健福祉センター管理諸経費の通常の施設管理に要する経費でございますけれども、福祉センターにつきましては、平成11年3月の建築でございまして、建設後15年が経過しております。各所に経年劣化等によりまして修繕等が必要になっておりますけれども、現時点では落ちついております。経費の予算額361万2,000円、前年ほぼ同額でございます。今説明いたしましたけれども、修繕等落ちついていてということで、前年比では営繕修

繕料がことしはゼロと、26年度ゼロということで予算になっております。主なもの、3つ目のポツ、電力使用料122万4,000円でございます。下から2番目のポツ、施設管理委託料でございますけれども、施設の開閉、消防、ボイラー等の日常の保守、確認業務等々を一部業務委託ということで毎年行っておりまして、68万6,000円の計上でございます。以上でございます。

○市民課長 同じページ一番下の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金は、法に基づく保険税軽減相当額などの繰り出しをお願いするほか、25年2月に策定いたしました国保財政健全化指針に基づきまして、財政支援の繰出金として計画どおりの1億3,500万円の繰り出しをいただきますようお願い申し上げますけれども、あす御審議いただきます議案第43号の国保の特別会計予算の中で詳しく説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。153ページ最初の後期高齢者医療広域連合負担金は、法の規定に基づき本県の広域連合の運営費に要する事務費などの市町村による負担金となりますが、黒ポツの2つ目の医療費の負担金は、本市加入者の医療給付費に対しまして、市町村公費負担分として12分の1に相当する額を負担するものであります。加入者数の増加に加え給付費が増加しておりますので、前年度予算から2,470万円余の増額予算をお願いするものであります。

次の後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、法の規定に基づき本市の特別会計に対する事務費と保険料軽減相当額の繰り出しをお願いするものでございます。

続きまして、ページをずっと飛ばしていただきまして、170、171ページまでお進みをください。170、171ページであります。171ページ中ほど4項国民年金事務費の3つ目の白丸、国民年金事務諸経費は、平成14年度から保険料徴収を含め国の直接事務となっておりますので、国の委託金を全額受ける中で需用費などの通常経費を計上するものでございます。民生費は以上です。続きまして衛生費に入ります。

○健康づくり課長 次のページになります。172、173ページをお願いいたします。4款衛生費のうち1目保健衛生事務費でございます。説明欄173ページになりますけれども2つ目の丸、保健衛生事務諸経費でございます。予算説明資料18ページもあわせてごらんをいただきたいと思っております。予算額3,571万円でございますが、昨年比で78万円の増、2.2%の増でございます。中ほどのポツ、9番目になりますけれども在宅当番医制事業委託料、その下、その下になります。在宅歯科、当番薬局になりますけれども、休祝日等の救急医療の確保のために塩筑医師会、歯科医師会、薬剤師会に当番制にて依頼をしております。3つ合わせまして615万6,000円でございます。前年とほぼ同額になっております。2つ飛びましてポツ、総合健康システム使用料、これにつきましては、がん検診等検診業務システムの使用料でございます。706万9,000円でございます。4つポツ飛びまして、木曾広域連合負担金（一次救急）でございますが、檜川地域の市民の皆さんの一次救急、救急搬送についての広域連合への負担金ということで270万円となっております。次のポツ、病院群輪番制事業負担金、平日の夜間及び土日祝日等につきまして、入院、手術対応が可能な二次救急医療機関、管内9病院でございますけれども、当番制にて対応をお願いしております。その負担金として3市5村で負担をしておりますが、1,375万3,000円の負担でございます。その下のポツ、松本地域出産・子育て安心ネットワーク負担金。管内の産科医不足ということの中で、松本地域全体でカバーをするということで、3市5村等が協議会を組んでおりまして、共通診療ノート、あるいは産科医師への研究費ということで負担をしております。152万6,000円でございます。最後のポツになります。松本市小児科・内科夜間急病センター負

担金でございます。これにつきましても中信地方の小児等の初期救急医療の体制の確保ということで、3市、塩尻、松本、安曇野でございますけれども、施設の安定運営の維持のために負担をしております。216万6,000円でございます。

その次の丸、保健衛生繰出金でございます。まず両小野国保病院組合繰出金でございます。1,071万9,000円、前年比で123万円の減、1.1%の減でございます。両小野診療所につきましては、25年4月1日、昨年4月1日でございますけれども、無床の診療所に形態を変更して2年目を迎えるところでございます。これまで外来診療の充実等を図りながら経営改善に努めているところでありますけれども、人口減少等々によりまして患者数も年々減少ということになっておりまして、なお厳しい経営状況となっているところでございますけれども、診療所の運営的な負担金としまして、繰り出し基準によりますところで支出をするものでございます。1,071万9,000円ということとなっております。次のポツ、国民健康保険榑川診療所事業特別会計繰出金でございます。1,043万6,000円。前年比では、545万5,000円の減、34.3%の減でございます。榑川の診療所につきましては、今年度議会で議決をいただきましたとおり、26年4月1日から指定管理者制度導入ということになっておりますけれども、宗賀桔梗ヶ原の敬仁会、桔梗ヶ原病院さんでございますけれども、管理、運営をお願いするという運びになっております。繰出金の1,043万6,000円の内訳ですけれども、これにつきましては、民間の医療法人さんに効率的、効果的な管理運営を行っていただくということとともに、従来この診療所につきましては、毎週木曜日を休診日とさせていただいております。半日、1日、半日、1日、隔週でやっておりますけれども、この休診日を最低半日以上診療日とすると。平日については休みがない、1日休みがないというような市の施策をお願いを实はいたしまして、そうしますと、医師派遣をしていただくというふうになりますので、医師派遣手当を含む中で、この管理委託料を300万円を設定させていただきました。その中ではガイドラインにのっとりまして、一般管理費についても配慮した算出額ということでございまして、内訳については300万円と、その他は行政が負担すべきもの、起債との償還が743万円余が入りまして、合わせての1,043万円余となっているものでございます。

下から2番目の丸になります。天使のゆりかご支援事業1,100万8,000円でございますけれども、前年比同額でございます。2つ目のポツ、不妊治療補助金でございますけれども、これにつきましては、少子化対策といたしまして、不妊、不育症等の治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るという目的で行っております。治療費の2分の1、30万円限度ということで行っておりますけれども、1,100万円の計上でございます。

一番下の丸、未熟児養育医療給付事業でございますけれども851万円、前年比400万円増、88.7%の増でございますけれども、これにつきましては、25年度から新たに県からの移譲事業ということでやっておりますけれども、県で行っていたときには、おおむね450万円くらいだったんですけれども、今年度市に引き継ぎして以来増加傾向をたどっておりまして、倍とは言いませんけれども増額の予算ということになっております。次のページをお願いいたします。174、175ページでございます。今に続きまして一番上のポツ、未熟児養育医療給付金でございますけれども、実はこれ昨年末まで委託料ということで計上しておりましたけれども、性質上扶助費ということになりますので給付金に変更させられました。給付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金及び国保連のほうへ850万円という給付で行ってまいります。

その次の丸でございます。予防対策事務諸経費2億1,055万円余でございますけれども、前年比679万

円余の増、3.3%の増でございます。

○委員長 ちょっとお待ちください。

午後2時32分 休憩

〔黙禱連絡（庁内放送）〕

午後2時33分 再開

○委員長 45分までこのまま続けていただいて、1分前になったら休憩いただいて、46分になったら起立をいただいて黙禱をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

それじゃ、続けてください。

○健康づくり課長 175ページ、予防対策事務諸経費でございます。7つ目のポツ、消耗品費でございますけれども、これにつきましては、予防接種法に基づく定期化等でございますけれども、二種、三種、四種混合、不活化ポリオ、日本脳炎、麻しん、風疹、高齢者インフル等々のワクチン代でございます。特にこの中に含まれております子宮頸がんワクチンにつきましては、昨年6月から安全性が確認されるまでということで、積極的勧奨の差し控えが実は続いております。これは、国の厚労省におきまして再三部会を開いて、安全性が確認できるかどうかということで継続審議になっておりますけれども、再開も近いというようなうわさもございます。26年度では即対応できますように予算化650万円も含まれております。下から5つ目のポツになります。個別接種医師委託料、これにつきましては、予防接種を医療機関にお願いするものでございまして、手技料といたしまして単価3,510円プラス税金等の医師への、医療機関への委託料ということで9,731万8,000円の計上でございます。一番下のポツになりますけれども、風疹接種費補助金、これにつきましては、目玉的なものでございますけれども、24年の年末から25年、昨年夏にかけまして風疹が大流行をいたしました。これを受けまして本市としましては、妊婦さんを守り、安心して産み育てられる環境を目指すということの中で、4月以降、妊娠を希望する、あるいは予定をしている女性、これは対象者でございますけれども、それと妊娠中の女性の旦那さん、パートナーさんを対象といたしまして上限5,000円を補助しようというものでございまして、480万円の計上でございますけれども、5,000円の約960人を見ております。そういった新規の事業でございます。

次の丸印、感染症防除事務費でございますけれども、2つ目のポツの委託料3万8,000円でございますが、これは法定の感染症、赤痢等集団発生、あるいは床上、床下浸水等の水災害等の消毒作業の経費でございます。

次の丸印、感染症予防対策費でございますが、一番下のポツ、結核健康診断委託料、健康づくり事業団等への委託ということで、感染症法に基づきます結核予防検診、レントゲンの間接撮影分でございますけれども607万4,000円でございます。

めくっていただきまして、177ページの説明欄をお願いいたします。白丸印、健康増進事業、健康増進法に基づきますがん検診や啓発を通じて市民の健康づくりを推進する事業でございます。中程から下のほうになりますポツ、保健対策事業委託料5,593万9,000円でございます。これにつきましては、健康づくり事業団、塩筑医師会、歯科医師会等への委託によりまして、各種検診をお願い、委託するものでございます。胃、大腸、肺、子宮、乳がん等々の検診を実施しているものでございまして、特に国の補助事業を活用した大腸がん、あるいは子宮頸がん、乳がん等は継続実施するものでございます。特に子宮頸がん、乳がん等の女性のがん検診につ

きましては、従来、子宮は20代から5歳刻みで40歳まで、乳房は40歳から5歳刻みの60歳までやっておりますけれども、実はこの検診は平成21年から実施しております5年を経過いたしました。したがって、年齢的に一巡をしたということで、26年度におきましては、入り口である子宮では20歳、乳がんでは40歳のみを対象ということに対象が変わってきておりますので、このところで前年比、この検診のみでございますけれども580万円ほど減額になっております。その次のポツ、ヘルスアップ推進事業委託料でございます。市全体で現在、約250名弱の会員の方が活動中でございますけれども、市民みずからによる地域の健康づくり活動を推進するための必要な支援ということで、ヘルスアップ委員会等への委託ということで54万円の計上でございます。下から4つ目のポツ、AED使用料でございます。健康づくり課管理になります既存の14台プラス新規の4基を加えましてのリース料等を119万5,000円でございます。

続きまして最後の丸になります。在宅歯科健診事業、これにつきましては、昨年度まで高齢者歯科健診事業と言っておりましたけれども、高齢者のみではなく介護認定者の若年層、あるいは障害者も拡大をしたということで、26年度から在宅と歯科健診事業に名称を変えております。通院困難な在宅の方を対象に歯科医師等訪問歯科健診ということでございます。主なものにつきましては、次のページになります。178、179ページになりますけれども一番上のポツになります。歯科健診委託料、これは塩筑歯科医師会に委託をしまして、訪問歯科を行うものでございまして174万8,000円でございます。

次の丸になります。後期高齢者等保健対策事業、後期高齢者医療制度加入者を対象とした健康診査でございます。中ほどのポツ、後期高齢者健診等委託料、健康づくり事業団、塩筑医師会への委託として、今年度約3,000人を見込んでおります。施策的には新たに26年から高齢者の認知症、あるいは腎不全等々の早期発見等必要な項目として貧血を新たに健診項目に追加をいたしました。2,707万円の計上でございます。

続きまして、次の丸になります。食育推進事業、これにつきましては、食育活動推進プログラムに沿った食育推進活動でございます。下から2番目のポツになります。食生活改善普及事業委託料、食生活改善推進協議会がございすけれども、ここへ委託事業としまして妊産婦、離乳食、あるいは高齢者向けの食生活改善普及事業を委託して実施していただくものがございます。66万5,000円でございます。

続きまして丸印、母子保健事業でございます。母子保健法に基づきまして、健康診査、あるいは相談事業等を実施し、母子の健康管理を図るものでございます。8,234万円、前年比で5万1,000円の増、0.06%の増になっております。3番目のポツ、母子保健事業医師等謝礼、健診従事の小児科医、あるいは心理相談員、あるいはOT、作業療法士等々への謝礼が385万円でございます。次のポツ、母子保健事業補助員謝礼でございますけれども、同じく健診等の保健師、栄養士、助産師等への謝礼でございます。この中にはですね、妊婦さん、あるいは育児にまつわる不安や悩みの解消ということを目的に、今年度から始めております助産師なんでも相談、これ月2回実施しておりますけれども、これの助産師等への謝礼も含まれているものでございます。一番下のポツになります。一般健康診査委託料、妊婦さん、これ基本14回プラス追加4回が基本でございますけれども、それプラス超音波検査ということでございますが、それと乳児、これは生後3カ月から11カ月の方ですけれども、健康診査につきまして塩筑医師会への委託ということで6,762万9,000円の計上でございます。私からは以上でございます。

○委員長 それでは、ちょっと一旦休憩をいただいて、先ほど庁内放送ありましたので、それに従ってやります

ので、ちょっと時間早いですが一息休憩して、4分ちょっと前に起立をいただきまして、黙禱ということでお願いしたいと思います。

午後2時43分 休憩

○委員長 それでは、起立、お願いいたします。

〔黙禱〕

午後2時47分 再開

○委員長 それじゃ、お座りください。

それでは、休憩を解いて再開いたします。先ほどの続きから説明を求めます。

○生活環境課長 黙禱の後でたくさんの説明になりますが、よろしくをお願いいたします。私からは5目環境衛生費から御説明申し上げたいと思います。予算説明資料では11ページからになります。当課における平成26年度の予算編成におきまして少し変更がありましたので、冒頭お話し申し上げます。これまで5目環境衛生費に資源リサイクル推進事業がございましたけれども、昨年この委員会で御指摘があり、またごみの共同処理も2年経過したということをお話しして、2項清掃費2目のごみ処理費のほうに移行させていただきましたので、あらかじめ御承知をお願いしたいと思います。

それでは、180ページ、181ページをお願いしたいと思います。4つ目の丸、花による美しい環境づくり事業237万円余でございますが、花壇設置用の資材といたしまして花苗等を地区花壇用に7種4万8,000本余り、学校や保育園、支所等公共施設に6種9,000本余りを購入、配布するものでございまして、花による美しい環境づくりを進めているものでございます。

5つ目の丸、「クリーン塩尻」推進事業234万円余でございますが、この事業は、市民、事業者、行政が協働して行う事業でありまして、環境美化等を推進するためクリーン塩尻パートナー制度、現在36団体が加盟しておりますが、これらのボランティア活動の普及やエコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦などを行っているものでございます。一番下の黒ポツにあります「クリーン塩尻」推進連絡会議補助金は、市民団体、市内の事業者、高等学校等で構成する連絡会で、補助金額を昨年度比9万円増額いたしまして45万円とさせていただきます。平成25年から初夏にエコ・ウォークを行い、田川や沿道などに繁茂するヒメジオン、あるいはアレチウリなどの外来植物などを市民の皆さんに知っていただきながら、同時に散乱ごみの回収を行ってまいりました。特に田川につきましては、蛍の生息域がみどり湖から下流まで延びつつあるということで、蛍の光を一筋を合言葉に、さらに水辺の保全美化に対する取り組みを進めていく考えでございます。

一番下の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業1,024万円余でございます。182、183ページをお願いいたします。主な内容で5つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料340万円でございますが、パトロールや市民の通報により発見されました廃タイヤ、家電製品、春秋の一斉清掃やエコ・ウォークにより片づけられたごみ、あるいは市道等の側溝土砂等の処分委託料でございます。近年不法投棄ごみの減少が見られまして、特に廃家電が減ってきております。前年度比約25%の予算の削減を図りました。その下の黒ポツ、不法投棄回収委託料でございますが、国道、県道、市道のほか、河川及び林道の定期パトロールと投棄ごみの回収をシルバー人材センター及びNPO法人に委託しているものでございます。捨てられない環境づくりを維持しているものでございます。一番下の黒ポツ、備品購入費でございますが、不法投棄の常習箇所、市内に今、四、五箇所ありますけれども、こ

れを監視するための監視カメラの購入を行うもので、塩尻警察署と連携を図りながら不法投棄の抑制と防止に努めてまいりたいと、こう考えているものでございます。

次の丸、公衆衛生施設管理等事業でございます。85万円余でございますが、公衆トイレの管理と公衆浴場事業者に対する補助金の支出でございます。公衆トイレにつきましては、大門一番町の末広公園内及び町区宮本町バス停横の2カ所について、トイレの清掃委託をしているものでございまして、地元の老人会2団体に21万円余を支給しているものでございます。また、その下の公衆浴場経営安定化等助成事業補助金につきましては、市内唯一となりました公衆浴場事業者に対しまして、年間入浴者数から導き出されましたランクづけによる経営安定化のための補助金を長野県の2分の1の補助金分と合わせて、13万6,000円を交付するものでございます。

2つ目の丸、狂犬病予防事業でございますが、196万円余でございます。一番下の黒ポツ、狂犬病予防注射・登録管理事業委託料でございますが、例年春と秋に行われる飼い犬の狂犬病予防注射や新規登録を行う業務を長野県獣医師会に委託して行っているものでございます。

一番下の地区衛生推進事業でございますけれども、1,119万円余でございます。最初の黒ポツ、衛生部長謝礼につきましては、市内66区の衛生部長に対しまして均等割2万3,100円、プラス戸数割55円で算定し、個人に支払っているものでございます。5つ目の黒ポツ、環境衛生活動委託料でございます。615万円余でございますが、各区の衛生班長さん、約860人の皆さんが中心となって行っていただいておりますごみの分別や清掃などの環境衛生活動に対しまして、各区の戸数に300円を乗じ、委託料として支払っているものでございます。今回はごみステーションの周りですね、除雪等も行っていただいたものでございます。

184、185ページお開きください。最初の丸、公害防止対策事業でございます。735万円余でございますが、主な内容は、この事業中ほどの自動車騒音調査委託料といたしまして、国道及び県道を1カ所ずつ騒音調査を行うものでございます。また、その3つ下の黒ポツ、河川・湖沼水質検査委託料でございますが、市内の用水路を含む14河川及び4湖沼について、定点における環境モニタリングを継続して実施しているものでございますが、今回片丘地区の松葉沢川及び権現沢川に挟まれた場所で、Fパワープロジェクトの事業の建設が進められていることから、地元の住民の要望も踏まえまして、これまで同河川で行ってきた生活環境項目の調査に加えて、健康項目と油関係の項目を追加して、環境に対する影響をモニタリングしていきたいというものでございます。以下、自然環境保全事業ほかをですね、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○温暖化対策担当課長** それでは、中ほどの丸、自然環境保全事業の1つ目のポツ、講師謝礼7万3,000円につきましては、子供を対象にした自然学校や塩尻の自然講座の開催にかかわるものでございます。2つ下のポツ、自然保護・調査パトロール委託料でございますけれども、40万円ということで、市内の動植物や外来種の現状確認調査、またパトロール、それから高ボッチ高原の管理棟の管理に係る委託料でございます。

次にその下の丸、地球環境保全事業ですけれども、予算説明資料11ページをあわせてごらんいただきたいと思ひます。地球温暖化防止対策や省資源、省エネルギーの推進、また資源エネルギーの導入促進などに係るものでございます。1つ目のポツ、講師謝礼7万1,000円、それから2つ下のポツ、費用弁償3万2,000円、またその2つ下のポツ、食糧費1万1,000円、合わせて11万4,000円になりますけれども、これにつきましては、新年度から新たな取り組みとして、地域にある潜在的なエネルギーや地域の人材を発掘して、地域



主導による新エネルギーの利活用を育成促進していくことを目的にした地域資源発掘チャレンジ事業として、セミナーとか講演会、またはワークショップを開催する経費でございます。次にその4つ下のポツ、新エネルギー導入普及事業補助金1,000万円につきまして、昨年度より558万円減額になっておりますけれども、これまでのソーラー発電システムに係る補助金の見直しを行うとともに、内容につきましては補助率2分の1以内で、1キロワット当たり2万円、限度額8万円を1キロワット当たり1万5,000円、限度額を6万円にということで減額をしております。それから新たな取り組みとして、家庭の省エネに係る助成として家庭に使用されているエネルギーを見える化して、省エネルギーの促進を図る機器として省エネナビ、ヘムスといった機器の導入にした場合に補助をする。補助率につきましては2分の1、限度額は1万円ということで補助制度を追加するものでございます。また、木質バイオマス利用に係る設備設置補助金として、これまでのペレットストーブ、それからボイラーに加え、新たに排煙対策を講じた薪ストーブの設備導入に係る補助を追加したものでございます。補助率につきましては2分の1、限度額は10万円ということでございます。次にその下のポツ、環境ISO等認証取得事業補助金50万円につきましては、市内中小企業を対象に環境マネジメントシステムの取得に係る補助金の経費でございます。

次に、その下の丸、環境教育推進事業ですけれども、予算書187ページの一番上の印刷製本費52万1,000円は、市の広報に折り込みます環境ニュース、年に5回発行しておりますけれども、その費用と、小学生を対象に環境学習用の教材の印刷に係る経費でございます。次に5つ下のポツ、しおじりe-Life Fair負担金300万円でございますが、昨年度までは環境と食と生活のフェアとして行ってきましたけれども、実行委員会によって本事業の内容を見直しを行いまして、内容を改めまして新たにしおじりe-Life Fairということで、名前を改称させて実施してきております。その負担金の経費でございます。

その下の丸、環境管理システム推進事業の3つ目のポツ、印刷製本費7万6,000円につきましては、塩尻環境スタンダードの認証を取得した業者にステッカーを配布してございますけれども、それが老朽化したことで、その買いかえの費用でございます。その下の審査登録・支援業務委託料51万9,000円ですけれども、これは塩尻市役所のISOの定期審査、9回目になりますけれども、その委託料でございます。

次の、1つ飛ばしまして丸、高ボッチ高原・よみがえれ大作戦の4つ目のポツ、高ボッチ高原植生復元試験業務委託料120万円につきまして、本年度から改修をしておりますけれども、高ボッチ高原の適切な管理をしていく手法をどうしたらいいかということで、検討しておりますけれども、その資料として草刈り試験とか、それから伐採試験を行う、それからモニタリング調査を行う経費でございます。次にその下のポツ、高ボッチ高原整備工事600万円につきまして、高ボッチ高原の貴重な動植物を保護していくための整備工事でございます。本年度施行した駐車場から頂上までの遊歩道整備工事に引き続いて、新年度は山頂の整備工事ということで、ロープ布設とか、落下防止に係る経費に係る工事費でございます。

次に一番下の丸、環境計画推進事業の一番上のポツ、環境審議会委員報酬14万1,000円でございますけれども、年3回開催する予定で14人分の委員報酬でございます。次に1番下のポツ、環境基本計画作成業務委託料220万円につきましては、平成26年度までに第一次環境基本計画が終了しますけれども、それに伴いまして本年度と来年度の2年間になりますけれども、新たな基本計画を策定する経費でございます。

○生活環境課長 同じく187ページをお願いいたします。下から2番目の白丸を説明させていただきたいと思

います。地下水・湧水等水環境調査事業318万円余でございますけれども、この事業につきましては湧き水を含む地下水など水資源の保全と適正な利活用を図るための措置を今後検討していくために、平成24年度から調査をしているものでございます。4つ目の黒ポツ、地下水測定等委託料300万円でございますが、市内の一般家庭の井戸、アンケート調査によりまして578カ所を今現在把握してございまして、そのうちから60カ所を選定して豊水域、豊水域というのは、地下水の水が高い、地下水の水位が高いときですね、この夏場と、それから渇水期の冬の2回、一斉にですね、井戸水の水位を測定いたしまして、地下水の等高線図というものを作成いたします。これによりまして、市内の地下水の状況が把握できるというものでございまして、これを26年度に行いまして、既に松本市、あるいは安曇野市は行っておりまして、これらのデータを共有しながらですね、松本盆地の全体ですね、地下水の状況の把握も行っていきたいと、こんなふうに考えております。

次に188、189ページをお開きください。2つ目の丸、斎場施設管理費2,652万円でございますが、中ほどより少し下になります黒ポツが主な内容でございます。斎場運営業務委託料、斎場内の案内業務、火葬業務、場内の清掃等維持管理業務を委託しているもので、3人の人件費等を含めた委託料を計上しているものでございます。

次の丸、斎場施設維持整備費1,657万円余でございます。1つ目の黒ポツ、営繕修繕料200万円は、火葬炉や付属機器の部分修理を計上しているものでございます。4つ目の黒ポツ、斎場設備改修工事1,350万円でございますが、施設の老朽化に伴いまして、火葬炉3つの炉のうち1炉の耐火物全面積みかえ工事、耐火レンガになっておりますが、この積みかえ工事を920万円で、ひつぎを収納いたします火葬台車の更新に130万円を計上いたしまして、長期にわたり安全で安心される施設の運営を図る。このほかに国道20号線及び153号線から斎場入り口案内看板が、今あるわけでございますが、これが小さくてわかりづらいということの御指摘もございまして、新たに設置する2カ所の案内板300万円を計上しているものでございます。

次に190、191ページをお開きをお願いをしたいと思います。一番上の丸、霊園管理諸経費814万円余でございますが、東山霊園及び奈良井地区の平沢にございます平沢墓地の維持管理に伴う諸経費を計上しているものでございます。一番下の黒ポツ、永代使用料還付金につきましては、聖地購入後ですね、何らかの理由によって返還する場合において、使用していた期間に応じて永代使用料の一部を返還するものでありまして、5区画を見込んでいるものでございます。

2番目の丸、霊園整備事業649万円余でございますが、2つ目の黒ポツ、合葬墓基本計画策定委託料50万円につきましては、お墓に対します多様なニーズを踏まえまして、合葬墓等の整備に向けた調査、検討を行いたいというものでございます。また、次の地すべり対策調査委託料であります100万円でございますが、霊園は地下水が高い場所でございますが、昨年8月、9月の集中豪雨の際には、周辺の樹木が倒木いたしまして、表流水や地下水の流出が多く見られたという状況でございました。リスク管理を強めていくためにですね、地下水の状況を把握しながら傾斜地等の地すべり、あるいは地下水の排水溝などの必要性などを調査いたしまして、利用者に親しまれる安全で安心なお墓、霊園にしたいというものでございます。

次のし尿処理費でございますが、これは水道事業部になりますので、192、193ページをお開きください。3つ目の丸、松塩地区広域施設組合負担金でございますが、ごみの共同処理にかかわる負担金であります。3億1,483万円余となっておりますが、この内訳は、積立基金、あるいは起債の償還金などの建設費分担金など

で1億7,927万円余。一般家庭の可燃ごみの償却に係る維持経費分といたしました分担金で、1億3,556万円余を足して3億1,483万円余となっているものでございます。平成25年度の当初予算に比べ約2,000万円ほどの減額になっておりますけれども、この主な原因は現在の松本クリーンセンターの建設にかかわる起債償還が25年度で終了したことによるものでございます。なお、若干説明させていただきますが、この松本クリーンセンターでございますが、平成26年度から長寿命化計画によりまして、平成40年度までもたせるための工事を4年間にわたって、国の循環型形成推進事業として、国庫交付金を受けて基幹的設備の改良工事を行うことと今現在しております。具体的には焼却施設の寿命を延命する改良事業期間を26年度から29年の4年間で行う内容でございますが、概算事業費約50億円とのことであり、国庫交付金や有利な起債等を充当して、あるいは積立基金等を充当して、各市村の一時的な負担をなくしていく方針であるとの説明を、この組合の議会で説明を受けております。また塩尻クリーンセンターの焼却施設の解体につきましては、これまでもお話してきておりますけれども、この改修期間中に国庫交付金の制度を活用しながら、組合が解体工事を行うという段取りになっております。

次の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億3,885万円余でございますが、この事業はごみの収集と処理にかかわる経費が主な内容になっております。説明欄中段の少し上黒ポツ、廃棄物収集委託料1億460万円余につきましては、可燃ごみ、埋立てごみ、有害ごみ、剪定木の収集運搬委託料でございます。その下黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料3,020万円余でございますが、埋立てごみや可燃性の粗大ごみ、布団とか廃木材等の破碎処理を前田産業に委託しておりますが、これらの処理と運搬委託料でございます。その3つ下の黒ポツ、ごみ処理基本計画策定委託料110万円でございますが、平成27年度からの市の第五次総合計画と整合を図りながら、おおむね10年から15年間のごみ処理や資源化について計画の策定を行っていくものでございます。

次の資源リサイクル推進事業1億8,407万円余でございますが、循環型社会の形成に向けまして、ごみの分別による資源化を促進していくものでございます。平成26年度につきましては、可燃ごみの重量約40%を占めております生ごみの資源化や減量化に向けて3R推進チャレンジ事業を進めてまいりたいというふうに考えておまして、市民や事業者と取り組んでいきたいというふうに考えております。そのための講座や視察の開催等によりまして、市民のごみ減量、資源化意識を図るとともに生ごみの減量モニターを募集をいたしまして、段ボールコンポスターの資材50組、水切り器具400基を支給いたしまして、その使い勝手や問題点をまとめて、普及啓発活動のこれからの検討をしていきたいという考えでございます。またそれにかかわる講師謝礼や消耗品、自動車借り上げ等々の経費も計上させていただきました。事業中ほどの黒ポツ、生ごみ等資源化運搬処理委託料270万円余でございますが、これにつきましては、これまでの小中学校及び保育園の給食残渣の堆肥資源化を引き続いて行っていくものでございますが、これにあわせてですね、これを堆肥化したものをですね、循環型社会の形成を図るという意味で、でき上がった堆肥を花壇づくりなどに使えるよう地域に還元していきたいというもので、その費用約29万円をここに含めて計上させていただいているものでございます。その下、持込み廃棄物資源化委託料につきましては、廃乾電池、廃蛍光灯などの資源化処理を進めているものでございますが、昨年環境イベントにおきまして試行的に実施いたしました陶磁器の回収事業、約1トン改修できましたが、これが非常に好評でありまして、来年度も引き続き資源化できるように予算の計上をしたものでございます。またその5つ下黒ポツ、焼却灰資源化等委託料3,127万円余でございますが、せんだっての議員全員協議会でも御説明

させていただきましたが、松本クリーンセンターから排出されます焼却灰等の一部を資源化することによりまして、現在の最終処分場の埋立量を減らして、実質施設の延命化につなげようとするものでございます。既に新聞、あるいは塩尻市の広報、また今現在、環境ごみ地区説明会で市民の皆さんにもお話しておりますけれども、最終処分場の地元の皆さんにつきましても、平成45年までの施設利用延長を御理解いただいたところでございます。

最後となりますけれども、上水道施設の繰出金であります。この内容につきましては、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金となっております、それぞれ事業の安定経営を図るための一般会計からの繰出金となっております。私からは以上でございます。

**○委員長** どうもありがとうございました。それでは、10分間休憩をしたいと思います。3時25分開会したいと思います。休憩いたします。

午後3時17分 休憩

---

午後3時25分 再開

**○委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

それでは、今説明を受けました120ページから197ページまで質疑を行います。委員の皆さんありましたら質問、お願いいたします。

**○副委員長** 187ページのですね、地下水測定等委託料の関係でちょっとお聞きしたいんですが、先ほどの説明の中ではですね、この方法で松本市も安曇野市もやっているということですから、あれだとは思いますが、この地下水調査の、多分浅井戸だと思うんですが、浅井戸の水位をはかって60カ所をですね。そして、それを集約してということ。それと地下水の等高線の図面を作成するっていうことでございまして、非常に今、地下水の関係は注目されてるもので大事なことだと思うんですが、多分浅井戸なものですから天候にうんと左右されるような気がするんですね。そこら辺はあれですか、松本市や安曇野市のデータも同じように処理されてるっていうことですが、特に問題があるようなことはないんですか。

**○生活環境課長** 今回、この水、井戸の調査でございますが、今年度ですね、平成25年度は文献と、それからもう1点は、これまで深井戸を掘られたデータがございます。例えばA工場の深井戸とかですね、そういったデータを持っている者にですね、委託をいたしまして、今の地質的な問題点と地下水の状況等を文献的に把握していただいております。これに、この今の井戸のデータを勘案いたしまして、等高線図をつくっていききたいというふうな、今検討をしております、同じように松本市もこの方法でやっているというふう聞いておりますので、ほぼ同じような傾向のデータが出て来るのではないかとというふうに思います。私ども聞いている話には、この等高線図によりまして、この等高線に直角にですね、水は流れているということ聞いております。ですから、おおむね塩尻市の水がどちらの、基本的には松本のほうへ向かって流れているとは、わかってますけれども、そういったところまでですね、分析できるのかなというふうに考えております。以上です。

**○副委員長** 等高線図っていうのはあれで、地下水の等高線図だもんで、私はやっぱりこういうことで全ての地下水の高さの等高線が、本当に確認できるのかなあというようなことは、ちょっと何かよくわからないんですが、それと深井戸と、今、普通の井戸、浅井戸ですよ、そこら辺を一緒にデータ処理してくっていうものですから、そこら辺は、そういう実績があればそういうことだと思いますが、ぜひうまく、しっかり検証してですね、いい

資料をつくっていただきたいと思うんですが、ぜひ、そんなことでお願いしたいと思います。

それと、先ほどの中に5カ所の水質調査をね、やるっていうことだったんですが、これはどこら辺を考えておられるんですか。

**○生活環境課長** 今回、まだこれからこの等高線図等の作成に当たる業者は決まっておりませんので、そちらの業者と相談をしながらですね、いきたいというふうに考えております。

ちょっと係長のほうから御説明申し上げます。

**○環境推進係長** 今、課長のおっしゃられたとおり等高線図を作成しまして、その下流域におおむね汚れた水が流れてくるということで、汚れた水というのは畑にまく肥料とか、工業廃水等が考えられるわけですが、そういったのを踏まえまして、都市計画区域図等を参考に、また測定してまいりたいと思います。

**○副委員長** それじゃ、まだ場所やなんかは決まってないっていうことなんですか。

**○環境推進係長** まだ新年度の箇所については決まっておりません。

**○副委員長** 多分いろいろの項目ですすね、水質調査をすると思いますけれども、やっぱり地域の人にとりましては地下水がどれだけ、やっぱり汚染って言やあまずいすね。水質がどのレベルだっということ、みんな関心事なものですから、やはりその5カ所は、ことしあれですが、来年もやっていただけるなり、要は全市的にですすね、そこら辺をよく考えていただいて、その調査をすることによって大体市内の水質のレベルがわかるというようなことで、そういう選定をお願いしたいと思います。

もう1点いいですか。山地さんがあれですすので、もう1点だけお聞きしたいんですが、195ページですすね、焼却灰の資源化についてをお聞きをしたいと思います。これで見ますと私は焼却灰がね、うんと減ってものすごくいいなと思ったんですが、結構焼却灰を処理するにお金もかかるわけですすよね。そういうことになると、やっぱりやるってことは非常にいいことすすし、延命にもなりますから歓迎だと思いますが、あんまりその処理費が高いってことになると費用対効果とかですすね、そういう部分もやっぱりチェックしておいてもらう必要があるんじゃないかと、こんなふうに思いますすし、そういうことになればすすね、もしかしていいってことになりゃ、残りの焼却灰も全部何とか処理してもらえれば、最終処分場はもうほとんど使わなんでもいいということになるわけですすので、そこら辺はどんなふうなお考えなんでしょうか。

**○生活環境課長** 今、委員さんがお話がありましたように、費用対効果というのは非常に大事なことであります。今ある最終処分場に埋めるか、埋めないかの選択が、まず1点がございすす。埋めない場合の選択の方法が2つあります。1つは資源化する方法、1つは単に民間の埋立地に埋める方法がございすす。現在、民間に埋め立てる方法のほうが安く済みます。ただしすすね、資源化する場合と民間に埋め立てる場合の大きな違いはすすね、必ず焼却灰は一般廃棄物でございすすので、今回私どもが処理するものは、持って行った先の自治体と協議を必ずしなきゃなりません。その時に資源化する場合については、引き取った会社が、基本的にはすすね、それを使用して資源化するわけですすので、ほかの土木資材とかいうようなところに使うわけがございすすので、引き取った時点から基本的には、引き渡した自治体の責任はなくなるというように一般的には言われております。しかし単に埋めてる場合は、埋めてる先の最終処分場に何か問題があったときは、その排出した自治体への責任が返って来ます。現実に日本では、ある最終処分場でそういうことがありまして、県内の自治体もその処理費を払ったのに同じくらいの費用をかけたという事例もありますので、私どもは選択の中でリサイクルのほうを進めてで

すね、いわゆる可燃ごみのリサイクル率、本来は灰として埋め立てているものを、灰をリサイクルすることによって可燃ごみのリサイクル率も上げていこうという考えでありますので、今言った費用対効果を考えていかなきゃならないんですが、あえてそのリサイクルのほうを選択させていただきました。ただ平成45年度までの埋め立てを考えたときに、私どもの試算ではすね、同じ今の最終処分場16億5,000万円かかっているんですけど、今の最終処分場、それを新たにつくってやるよりも2億円くらいの費用対効果が出るのではないかなって試算をしております。ただし、最終処分場がすね、16億5,000万円のできるかどうかという問題は、非常に大きな問題で、今なかなか最終処分場、最終処分場というのは最後まで、永の末代まですね、残るということで住民の皆さんから反対される非常なケースがありますので、そういったことを考えたときには、やっぱり延命化していくってことも大事なのかなというふうに考えて、今回のこのような選択をさせていただいたものがあります。

○副委員長 そうすると焼却灰っていうのは、今回は八百何トンですけども、これはどんどん量をリサイクルのほうへ回していくというような方向だっているふうに考えていけばいいんですか。

○生活環境課長 今回考えていますのは、おおむね900トンくらいを出す予定なんですが、これを出して平成45年まででいっぱい朝日はなるという計画になっておりますので、これをどんだんどんだんリサイクルすることによって、今度45年がどんだん後のほうへ延びていきますので、これはまた住民の皆さんとの約束からするとすね、違う話になってしまいますので、こころは十分これから考えていながら進めなきゃいけないというふうには思っております。

○副委員長 もう1回だけお願いします。済みません、今の関係ですすね、費用対効果の関係で、今、課長さんが頭の中に入っている程度で結構なんですけど、どっちのほうか、例えばリサイクル場合は、おおむね1トン幾らくらい、そしてそのまま埋め立てに朝日のほうへ持って行くと大体おおよそどのくらい、1トンというふうに考えられているのか、もしかしてわかったら教えていただきたいと思います。

○生活環境課長 最終処分場、今現在4万2,700立米でございます。大体、これをすすね、16億5,000万円を4万2,700立米で割りますと、たしか3万8,000円から3万9,000円くらいになったような、ちょっと私記憶で大変恐縮なんですけど、それにそれぞれの最終処分場に処分するときの維持管理費、これ年間大体4,000万円くらいかかっております。それらを含めると、私どものとこで埋め立ててもやっぱり4万ちょっと先かかるのではないかなというふうに。いわゆるランニングコストを含めてでございますけれども、そのような感じになると思います。以上です。よろしいですか、それで。

○副委員長 もう1つ、悪いね、再利用したとき、おおむね。

○生活環境課長 再利用したときが、今、3万2,000円、申しわけございません、3万2,000円に消費税でございますので、3万4,250円ですかね、3万5,000円くらいですすね。大体リサイクルする場合は、3万5,000円から5万5,000円くらいです。リサイクルする方法にもよっても、金額大分違いますので。それでよろしいでしょうか。

○副委員長 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

○森川雄三委員 173ページのね、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金、これ3市があつて、医療の

ためについていようなお話で、初期医療か。昨年60万円くらいの予算が、3倍くらいになっているようだけれども、これはあれですか。3市が人口割とかそういうので案分したのか、今年度60万円が何で200万円になったのか、塩尻市民がたくさん利用しているのか、そこら辺はいかがですか。

**○健康づくり課長** 今、委員さんがおっしゃるとおり、塩尻、松本、安曇野、3市で経営安定化維持のために赤字補填という形で運営負担をしております。昨年当初60万円でしたけれども、これにつきましては、いわゆる患者数に応じてその運営が変わってきますので、実はこの施設、黒字になったのが過去平成21年度、新型インフルエンザ等の騒ぎがありまして、その時に患者が急増して黒字以降、全て赤字経営でございます。ほぼ1,000万円前後の赤字でして、平成24年度には1,300万円余の赤字でございました。当初、平成23年度くらいには四、五百万円ということだったもんですから、60万円等の当初でございましたけれども、その後補正にて負担を3市でやっているものでございます。ちなみに平成24年度でございますけれども、利用者の方1万360人中塩尻市は811人、7.8%でございます、負担につきましては、人口割と患者さんの利用割で負担しているものでございます。以上です。

**○森川雄三委員** 市内に産婦人科とかね、小児科がいよいよないっていう中で、以前からこれだけの市に産科がほしいねとか、ぜひ来ていただきたいというようなことは、行政も考えちゃおるんざらけれども、そこら辺の見通しというか、どうですか。そちらの担当かい。そういやあ、見通しはどうですか。

**○市民環境事業部長** 今、委員さんおっしゃるようになりますね、従来から産科医療等に対するですね、御希望があるっていうことは重々承知している中で、私ども、市長もですね、何とか実現したいという思いで取り組んできております。ただ現状におきましてはですね、かの12月の議会ですか、中でも詳細については申し上げましたように、非情に厳しい状況であることは一向に変わっておりませんし、また医師等についてもですね、相変わらずやっぱり医師不足、特に産科等、あるいは内科等の医師につきましては、今の医師の制度の中ではですね、大変確保が難しい状況がございますので、今後これが速やかに改善されていくというふうにはちょっと考えづらい状況でありますので、今後も地域医療の中の医師というのは、大変確保が難しい状況は変わらないというふうに、私どもとしては考えておりますけれども、何とか御希望に応えられるように、また、特に産科医療や小児科医療等につきましては、ある意味ではソフト面ですね、対応も大変重要だというふうに思っておりますので、今回もそういった方面も含めて予算化もさせていただきながら、対応してまいりたいというふうに考えている次第であります。

**○森川雄三委員** 要するに開業してもらってこと、大変だっていうことはわかるけどね。ただ大変だと常に言ってるだけでは、これは解決はできないわけで、今、ソフト面というようなお話もあったけれども、やはり例えば奨学金制度によってね、婦人科医を育てるとか、究極に言えば市がしっかりと雇えるくらいのね、気持ちで対応していかなければ、きっとただ単にね、産婦人科のお医者さん、来てくださってっていうようなことだけ考えているんでは、私は無理じゃないかと思うんだよね。やっぱり深くまで入り込んで対応をしていく必要があるんじゃないかと思えますんで、ぜひ、そこら辺もしっかり研究していただいてね、ただ単に呼び込むというんではなくて、ぜひ対応してほしいなあと、こんなふうに要望しておきます。

それから、もう1個ね。いいですか。193ページのごみ処理の関係で、塩尻クリーンセンターの解体をっていうような、先ほどお話があったんですが、現在、中間受け入れ地としてやってもらってるんだが、そこら辺は

ずっと継続されていかれるってわけだね。これ、解体はいつやるのか。

○生活環境課長 松本の組合の計画になってるものですから、私どもがうかつにいろんな細かいことまでお話はできないんですが、基本的には今の建物、全部解体しないと交付金が受けられないことになっております。そこに新たに小さな中継施設をつくるということで、今検討はしております。ただしですね、一番大事なのは、あそこは地元が柿沢なものですから、焼却はしませんけどもごみを収集して持って行くところの先が柿沢地区になりますので、その皆さんとも理解を得ながらですね、今、組合が一緒になってやっているところでございます。ただ、この4年間の改修工事の中で、その工事は解体と建てかえは行うというように、今の予定ではなっているというふうに、私聞いております。よろしいでしょうか。

○森川雄三委員 いずれにしても中間施設がね、ないと、この塩尻市にとっちゃ大変かなと思いますんで、地元との協議もあるかもしれないけれども、ぜひ今からしっかりと残していただけるような、もしどうでもだめならほかの場所も視野に入れなきゃいけないと思うんで、そこら辺も含めてぜひひとつ、しっかりとやっていただきたいと、このように思います。以上です。

○柴田博委員 今の森川委員の質問の関連なんですけど、塩尻クリーンセンターの解体の関係ですが、今の課長のお話では全部解体しないとお金が出ないということで、解体して新しいものを、小さなものをつくるということでいけば、市民からとって見れば、どっか集めてごみを持ち込むところは必要ですけども、わざわざ今の柿沢まで持ちに行く必要もないと思うんですね。そういう意味で小さい施設で済むなら、もっと別の場所につくってもらいたいというような要望も出てくるんじゃないかと思うんですけど、その辺については、検討はされますでしょうか。

○生活環境課長 検討をしてないわけではございませんが、非常にですね、このごみの問題は簡単にいかないと思います。単にですね、中継施設、そこへ持って行くというだけであっても、ごみがそこに、持っていく人が集まるわけですので、それを嫌だとする人たちもいるわけでございまして、これに大きな時間を割いてですね、行く必要があるかどうかということも1つ問題があるのではないかと思います。今現在のところであればですね、地元の皆さんも理解が進むのではないかという希望を持ちながら、今、地元の皆さんにお話しているところでございまして、新たにですね、別の場所を選定してやっていくということになれば、少し考え方を変えていかなければならないのかなというふうに、私個人的には思っております。

○柴田博委員 その場合にですね、例えば、今のところにつくるにしても、今の施設を全部解体して更地にしていくことになれば、かなり広い土地があるわけで、その跡利用をどうするかってな問題にもなってくると思うんですけども、その辺も含めて検討されていくというふうに考えておいていいわけですか。

○生活環境課長 今現在の塩尻クリーンセンターは、建物が松塩地区広域施設組合に全部譲渡されておりまして、土地がですね、塩尻と朝日村の土地になっております。ですから、そういった分も含めまして、土地利用をどうするかは、今後検討していかなくちゃいけないかなというふうに考えております。

○柴田博委員 それから、特に燃えるごみですけども、回収運搬の関係で、先ほど説明があった中の分として、朝日村の分も入っているということでもいいんでしょうか。それとも朝日村の分は、別のところでどこかやっているという、そういうことですか。

○生活環境課長 ちょっと説明が足りなくて大変恐縮だったんですけども、ごみの収集運搬につきましては、こ



のごみの共同処理をするときにですね、朝日村と塩尻市が、朝日村のごみの収集については、塩尻市が受託することになっておりますので、引き続き朝日村の分も合わせてですね、塩尻がやっていくことになると思います。以上です。

○柴田博委員 だから先ほど説明された金額については、朝日村の分も入れてその金額という、そういうことでいいということですね。

○生活環境課長 そのとおりでございます。朝日村からは逆に収入として約900万円ばかり、こちらに収入していただくことになっております。

○柴田博委員 違う問題でいいですか。125ページの選挙費の中で、県知事選挙のところで備品購入費っていうのが200万円、それから県会議員選挙のところで、同じく備品購入費が100万円というふうに計上されているんですけども、これはどんなものを買う予定になっているのか、もしわかったら教えてください。

○選挙管理委員会事務局長 備品につきましては、投票所の受付用パソコン、期日前投票所でもそうですけども、今使っているところが古くなってきていますので、当日壊れては大変なことになりますので、その買い換え等を考えております。

○柴田博委員 それぞれの事務諸経費ということで、項目を見るとほとんどは、その選挙にかかわって必要な、一時的に必要なものですよね、人件費にしても、ほかの経費にしても。備品っていうのは買った後、何年間か使うことになって、その選挙にかかわらず次の選挙でまた使うということですけども、県が支払う中では、そういうことまで全部含めて、いいよってことになってるわけですか。

○選挙管理委員会事務局長 そのとおりでございます。

○委員長 ちょっとその関連で、あれですか。ポスター掲示場設置委託料は、それぞれの選挙によって金額がかなり違うけど、277カ所を設置するっていうと、大体同じ金額のような気がするけど、これでいくとあれですよ。知事選と県議選見ただけでも、設置料がかなり違うけど、この辺は説明。

○選挙管理委員会事務局長 県議会選挙につきましては、年度またがるものですから設置だけをここで行って、撤去料は新年度に見させていただきます。

○委員長 わかりました。次お願いします。

○山口恵子委員 175ページの予防対策事業の中で、来年度風疹の接種補助が始まるということで、やはりこれは市民から多く要望があった事業であります。風疹は感染しても症状が出にくくてわかりにくいということもあり、また、おなかについて感染を防ぐことによって予防ができるということで、非常に重要な事業だというふうに思います。そこで、限度額5,000円ということで、これは夫婦2人で5,000円なのか、1人につき5,000円なのかということ。それと年齢制限があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○健康づくり課長 接種費5,000円限度というのは1人につき、接種につき5,000円ということでございますし、年齢制限はございません。

○山口恵子委員 そうすれば、女性でも希望をすれば接種ができるという理解でよろしいですか。それともう1点、済みません。期間が限定されるのか、いつでもいいのか、その点はどうでしょうか。

○健康づくり課長 一応期間は、限定はいたしません。それから妊娠を希望、予定される女性、及び結婚されていれば、妊娠している方の配偶者、パートナーだもんですから、社会通念上、年齢制限いたしませんけれども、

そういった希望、可能である女性というふうに御理解ください。

○委員長 いいですか。ほかにございますか。

○山口恵子委員 新エネルギーの導入事業に関してお聞きします。薪ストーブに関して補助の説明がありましたけれども、以前も薪ストーブの事業補助があったかと思いますが、今回の内容は以前とは変更点があるのか、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○温暖化対策担当課長 委員さんの申されるとおり、21年度まで薪ストーブの補助をしてございました。このやめた理由なんですけれども、煙対策ということで御近所で煙のにおいが洗濯物につく等、そういう苦情がありましたので、苦情のあるものについて市が補助するのはおかしいということで、一旦中止をさせていただきましたけれども、現在、ストーブの機能も大分高まりまして、煙の対策のできる二次燃焼と言っておりますけれども、一度燃えたものをもう一度空気を入れて燃やすと出るCO2とかタール、そういうものが90%くらい除去される新しいものが出ておりますし、それから今回信州Fパワーってということで、片丘のほうへ建設をしておりますけれども、市民の方のバイオマスに対する認識も深まってきておりますので、石油等に頼らず新しいバイオマスの、そういう燃料も高めていきたいということで、今回追加をさせていただいております。

○山口恵子委員 やはり政策的には環境問題も含めて、目的としてはとてもいいものだと思います。やっぱり市民から煙の苦情とか、やはりいろいろ要望とかも過去にいただいておりますので、その点、またしっかり対策をお願いしたいと思います。

もう1点、いいですか。資源リサイクルのことでお聞きしたいんですけれども、今年度陶磁器の回収がとても好評だったということで、今回また予算盛られています。私も市民の方からとても、使えるんだけど捨ててしまうのはもったいないということで、こういうことをもうちょっとたくさん、多くの機会やってほしいという声を聞いていますけれども、今年度は多分イベント回収だったかと思いますが、今後回収回数とか場所などふやしていく予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○生活環境課長 平成26年度につきましては、同じくイベント回収をやっていききたいと、こんなふうに思っております。基本的には、今、松本市が率先しています、松本市の旧波田町で率先してやられてる方がいらっしゃいますが、その方たち市民団体はですね、これは行政がやることではなくて、市民が楽しんでやったほうがきつとうまくいきますよってということも、ちょっと言われております。ですので、そこら辺をですね、市民団体をですね、何ですか、もう今、消費者の会はなくなってしまいましたけれども、そういった方たちのような団体をつくり上げながらですね、やれたらいいかなということで、さっきお話しました3Rの事業を進める中でですね、人づくりもあわせてやっていきたいなど、こんなふうに思っておりますし、その中から陶磁器の回収ができればいいかなと、こんなふうに期待しているところでございます。

○山口恵子委員 市民団体の力によってできることがやはり一番いいことだと思いますので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。期待をしております。

○委員長 ほかにございますか。

○柴田博委員 今の関係があるんですけれども、生ごみの資源化の取り組みが、やはりこれから燃やすごみを減らしていく上で非常に重要だというふうに私も思うんですが、具体的に新年度でこういうような方向でっていうのが、もしあればもうちょっと具体的に何かあれば聞かせてもらいたいんですけど。

○生活環境課長 生ごみの資源化につきましては、一般家庭の生ごみをどうするかということと、事業系の生ごみをどうするかということの二手に分れると思います。来年は特にですね、先ほどちょっとお話申し上げましたが、生ごみの資源化と減量のためにですね、いわゆる段ボールコンポスター、段ボールでコンポスターができるというものがございまして、そのモニターをですね、50セット用意してやってみてもらう。やってみていただいて、その内容がいいのかどうかというのを検証しながらですね、それが広く市民に利用できるのかなというのをちょっとやってみたいなというふうに思っています。

もう1点は水切りというのが非常に効果が大きいというふうに言われております。1つですね、網の中に生ごみを入れて、それを手で絞るとですね、手が汚れるって言って、一般の御家庭の方は嫌がるんですが、それを絞る道具があるものですから、そういったものをちょっと支給しながらですね、使い勝手どうなのかなということを検証してですね、うまくいけば広く広げたいなと、こんなことを考えながら、水切りによる生ごみの重量の減量ですね、それから資源化の、ということの二本立てでちょっと今、平成26年度は進めて行きたいと、このように考えております。

○柴田博委員 段ボールでコンポスターやるというのもいいと思うんですが、何て言うんですか、まちの中等だににおいの問題とか、それからどこに置くかっていう問題等も含めて、あまり例えば庭が広くないとかっていうようなところも多いわけで、そういうところでも可能なものと考えておいていいんでしょうか。それとも、農村のほうに主にやってもらうような、そういう地域的なことはあるわけでしょうか。

○生活環境課長 実際にはですね、私どもの生活環境課の職員もですね、取り組んで実際にやってみたという経験を持っているわけですが、これは処理の仕方がきちんとしていればあまりにおいがなくてですね、できるというふうに聞いております。ただ生ごみ入れてほったらかしだににおいがしてしまいますので、そこら辺のことをきちんと伝えながらモニターしてもらってというふうに、今ちょっと考えておまして、それをモニターしてもらって、どういうふうにやればうまくいくのかというのをマニュアルをつくりたいというふうに今考えております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。それでは、197ページまでは、以上で終了といたします。

それでは続きまして、歳出9款の消防費、256ページから14款予備費331ページまでの説明を求めます。

○消防防災課長 それでは、予算書の256、257ページをお願いいたします。それでは、256ページ、9款消防費1項消防費1目常備消防費から御説明をいたします。257ページの説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金5億7,720万円余のうち1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金5億6,110万2,000円でございますが、これは常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金5億3,824万2,000円のほか、人件費負担金として本市への派遣職員1人分の人件費、また来年度塩尻市出身の職員1名の退職者が予定されておりますので、その特別負担金等の合計であります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）1,170万円につきましては、長野自動車国道おける救急業務に対する負担金でございまして、中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金143万9,000円でありまして、長野県消防航空隊の消防吏員にかかる人件費でございまして、全体で1名増員となり消防吏員の数が8名にふえますが、松本広域消防局からは2名の職員を派遣することになっております。その下の木曾広域連合負担金29

7万4,000円でございますが、これにつきましては木曾広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございます。平成29年度までとなっております。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、団員等公務災害補償費157万2,000円でございますが、遺族補償年金130万円余と療養補償費等の目出しでございます。

白丸1つ飛びまして、消防事務諸経費310万3,000円のうち、上から5つ目の黒ポツ、印刷製本費22万5,000円でございますが、これにつきましては本会議でもお答えをしておりますが、来年度新たな試みといたしまして、消防団応援事業にかかわる印刷製本費を計上したもので、消防団員の確保及び消防団の活性化のため消防団を応援してくださる協賛店等を募集し、消防団員及び同僚の家族が利用した場合に、その協賛店から独自のサービスや特典の付与などを提供していただくことにより、消防団員の福利厚生の上昇を図るとともに、地域から消防団を応援する気運の醸成を図ることを目的とする事業でございます。団員証、あるいは店頭表示カード等を印刷するものでございます。

それから次の白丸、消防団諸経費9,835万円でございますが、1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,165万円でございますが、消防団員900人分の報酬であります。その下の消防団員退職報償金1,744万円、これにつきましては、4月1日退団予定者のうち5年以上在籍をいたしました退団者について退職金を支払うものでございます。平成26年度は80人を見込んでおります。ただし、この退職報償金につきましても、本会議でお答えをしておりますけれども、消防団員等公務災害補償と責任共済等に関する法律の施行令の一部が改正され、消防団員退職報償金支払額の増額がこの4月1日から施行されますので、6月議会にお諮りして、アップ分については対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。その下の黒ポツ、表彰記念品代53万4,000円ですが、退職表彰記念品と出初め式における定例表彰記念品代でございます。

次に258、259ページをお願いいたします。この上から7つ目の黒ポツ、電力使用料295万6,000円でございますが、これは消防団詰所、サイレン等の電気料であります。黒ポツ1つ飛びまして、車両修繕料272万円、これにつきましては、消防団で管理をしておりますポンプ車、積載車の車検代、並びに点検費用であります。その下の黒ポツ、被服費343万6,000円、これは団員のはっぴ、活動服などの被服費でございます。その下の黒ポツ、電話料194万7,000円、これは消防団詰所の電話料でございます。それから黒ポツ5つほど飛びまして備品購入費513万8,000円でございますが、消防用ポンプホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱などの消防備品の購入費でございます。黒ポツ1つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金1,728万円でございますが、これは団員にかかる公務災害共済基金の退職報償負担金でありまして、団員1人当たり年1万9,200円を負担しているものでございます。黒ポツ1つ飛びまして、公務災害補償費負担金203万6,000円でございますが、公務災害共済基金の団員の公務災害に対する負担金でございます。団員1人当たり1,900円の負担をするものでございます。黒ポツ2つ飛びまして、消防団運営交付金1,322万9,000円でございますが、これは消防団を運営するための本団、分団、各部及び消防音楽隊、ラッパ隊に交付をしている交付金でございます。団員の人員割、車両割、あるいは世帯数割などにより算出をしております。その下の黒ポツ、災害出動交付金360万円ですが、団員が火災出動、あるいは災害出動、行方不明者の捜索活動などに出動した場合の交付金でございます。1日出動した場合は1人4,000円、半日出動の場合は2,000円ということで交付をするものでございます。本年度より改定をさせていただいております。その

下の黒ポツ、大会出場交付金141万円につきましては、松本消防協会大会への出場交付金で、ポンプ操法4チーム、ラップ吹奏1チームでございまして、本年度は本市で開催の予定となっております。

次の白丸、自主防災組織育成推進事業148万円のうち1つ目の黒ポツ、訓練交付金48万円につきましては、各地区、あるいは各区におきまして、防災訓練を実施した場合に、訓練経費の2分の1で上限2万円を交付するものでございます。2つ目の黒ポツ、資機材等補助金100万円でございますが、本年度までは運営交付金として1組織2万円を上限で交付していた補助制度を見直しまして、自衛消防隊、あるいは自主防災組織が活動する上で必要となる資機材の購入に対する補助制度を新設したものでございまして、1組織10万円を限度に交付するもので、来年度は10組織を予定しております。

260、261ページをお願いいたします。3目の消防施設費をお願いいたします。1つ目の丸、消防施設整備費4,102万2,000円のうち一番上の黒ポツ、設計委託料131万8,000円、その下の監理委託料59万4,000円、黒ポツ2つ飛びまして詰所建設工事1,728万円につきましては、昭和56年以前のいわゆる旧耐震によって建設をされました詰所を計画的に整備を進めているものでございまして、災害時の地域防災拠点としての機能充実を図るため、来年度につきましては、宗賀分団第7部、牧野の詰所の新築工事を予定しているものでございます。黒ポツ1つ戻りまして、その上の消防施設等修繕工事669万8,000円でございますが、防火貯水槽の漏水補修等2カ所、ふた取りかえ等5カ所、詰所の塗装1カ所、トイレの水洗化1カ所等にかかわる工事費でございます。次に黒ポツ1つ飛びまして、小型動力ポンプ購入費384万円でございますが、来年度は2台の購入を予定しております。塩尻分団第10部、金井と宗賀分団第5部、平出のポンプを更新する予定であります。その下の黒ポツ、消火栓新設改良負担金1,096万8,000円でございますが、消防設備の未整備地区を重点的に進めてきておりまして、新規設置7基、下西条、高出、野村、吉田、勝弦、洗馬が2カ所等及び移設5基分でございます。

最後になりますが、4目水防費をお願いいたします。水防対策事業21万円につきましては、隔年で実施をしております水防訓練が来年度はございませんので、水防用資材といたしまして土のう用の砂及び土のう袋を購入するものでございます。以上、消防費の主なものについて申し上げました。よろしくをお願いいたします。

**○財政課長** ページをめくっていただきまして、326、327ページをお願いいたします。326、327ページの公債費でございます。公債費につきましては、長期債の償還元金、それから利子、また一時借入金の利子でございます。このうち元金償還金につきましては、前年度対比9,839万2,000円、また長期債の利子につきましては、559万3,000円の増でございます。元金償還金の増につきましては、24年度までの借り入れ分で、合併特例債、あるいは臨時財政対策債の償還額の増によるものでございます。

**○企画課長** それでは、おめくりをいただきまして328、329ページをお願いいたします。13款諸支出金、1項1目土地開発公社費でございます。1億9,200万円でございます。これにつきましては、公共用地の先行取得に伴います土地開発公社の金利負担を軽減するために、単年度の無利子貸付を行うというものでございます。

**○財政課長** 最後330ページをお願いいたします。予備費でございます。予備費につきましては、例年どおり1,000万円を計上するものでございます。以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、今説明を受けました256から331ページについて、質問あ

りましたら委員の皆さんお願いします。

○**中原輝明委員** 257ページの消防団員がなり手がなくて困る困るって言うんだけど、課長に聞きたいのは報酬を上げりゃふえるか。倍にふえる。倍にしたらどうなるのか、ちょっと話してみてくれない。

○**消防防災課長** 極論を言いましたら倍にすればですね、ふえる可能性はあるかもしれませんが。ただし昨年消防団員にアンケートをとったところ、団員報酬を大幅にアップしろといった回答はあまりなくてですね、訓練時間を短くしろだとか、そういった部分がありました。団員報酬につきましては、各部によっても事情がございまして、全てが団員個人のところに行っていない部等もあるようでございます。そういった部分も兼ねまして、昨年度災害出動交付金につきましては、全て団員に還元していただきたいという願いを込めて一律500円、1,000円をアップさせていただいたということでございますけれども、ただ今の消防団員、絶対的な地域に若者がいないといった部分もある地区もございまして、団員報酬をぽっと上げるので団員が入るかという、必ずしもそうではないというふうに認識しております。

○**中原輝明委員** それじゃ、俺の認識と同じだけさ。これは絶対出すなら、俺の地域なんていい、洗馬にもいないと思う。だって洗馬の皆さんっていうのは真面目って言やあ真面目、不真面目って言ったら不真面目だが、いる団員の衆は、団員というか、いる若い衆は、親子で入ってというような進め方をしているようにちょっと俺は思うだけさ。ほかの皆さんの部落はどうだか知らんけども、やっぱり地域の防災っていうのは、地域の皆さんから守ってもらうっていうのが本来だもんで、全くどうしようもない、今状況だ、あの洗馬あたりの、特に小曾部は。それらをどうすりゃいいかってことを言うと、自主防災って言ってもどうにもならないし、だからといって火が燃えりゃ消さなんでいってわけにもいかないし。問題は、今の松本広域消防が本当に充実して、即っていう、その対応ができるような状況にするにはどうすりゃいいかってこと考えたほうが早いような気がする。それは必ず団員じゃない消防、広域消防の皆さんはいるもんで、その辺をよく今後検討する必要があるんじゃないかなと思うだよ。もうちょっと言うと森川委員、そっちの皆さんのところ応援するための弁士でもないけども、あの当時、南へ南消防署とか何とかつったほうがいってという案があったわけ。これは副市長も知っている以上、うんとほしいと思うだよ。そういう部分っていうのは消えてるんだけど、やっぱり1つ1つそういうところを生かしていく必要があるんじゃないかと、俺は1つ思う。これからそれらの考え方でさ、総務部長以下、課長もそうだが、どんな思いでいるの。

○**総務部長** 今の消防団事情っていうのは、次長のほうからお話したとおりでして、ただその中でですね、やはり消防団員とならんとする方は、地域の安全安心のために正義感を持ったりですね、誇りを持って取り組まれているわけでありまして。ただ現状として、その力が全て地域に注ぎ込まれるかっていうと、大変難しい部分もありますし、一方ではですね、委員御指摘のように松本広域消防の機械力等を十分に整備して、じゃ機械、広域消防だけで対応できるかっていうと、それもまた難しい状況もあるかと思っておりますんで、その比率ですね、広域消防、機械力を持つての比率、それと地域の消防団の皆さんが、それを守っていくっていう、ここら辺は検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますんで、今後そこら辺を含めてですね、検討していきたいと思っておりますし、繰り返しになりますが、ただ単に報酬のみでなくてですね、本当に四六時中拘束をされてるっていう面がありますんで、そこら辺を何か報償するとかですね、ソフト面を、それが果たして団員の確保につながるかどうかわかりませんが、ある意味そういう面も含めてですね、総合的にやっぱり検討していかなければ

ならない時代かなというふうに認識しております。

○**中原輝明委員** もう1つは、消防の関係だけどさ。今、何だ、話しちゃったほうがいいかな、言わないほうがいいかな。もうちょっと後で言うわ、いい。

○**委員長** いいですか。

○**森川雄三委員** 今、中原委員、南部消防署っていうようなお話もね、昨年、一昨年くらいでしたか、広域で断念をするというようなお話で、非常に残念だったわけですけども、本当にこれからのね、時代を考えていくと、やっぱりきめ細かいところに団機能とかね、消防団機能っていうものが1つに集中するんじゃなくて、やっていく必要がありゃしないかと思うだよ。本当に高齢化になってくると中山間地域なんていうのは、消す人もいなくなっちゃうというような、現実により得りゃしないかと思うんですよ。だで、そこら辺を含めて、広域にも訴えていただきたいことは、もう一度見直せというようなお話は企画部長いかがですか。

○**協働企画部長** ただいま森川委員さんおっしゃられるとおりですね、2年前に松本広域管内のですね、消防事情、将来どうしようかという構想、中長期構想というのを策定いたしました。現行の圏域人口42万から43万あるわけですけども、将来的に先般の五次総でお話するとおりですね、どうしても下がって行ってしまおう。そんな中で消防負担の関係がですね、重くなり過ぎちゃいけないということ、また16署所ございますけれども、その配置関係はいかにすべきかということの中では、それぞれの機械力、装備を充実していこうということの中で、現行やっついこうということで、とてもちょっと新設のですね、南部消防署ということで塩尻は従来から申し上げてきたんですけども、なかなかそういうわけにいかないということの中で、見送れっていう形になりました。これは中期の計画でございますので、当然長期にわたっては先ほども言いましたとおり署所のあり方についても、今後まだまだ研究していくという状況になってますんで、確かに常備消防に頼るところ非常に大きいわけですけども、それプラスそれぞれの地域でですね、自主防災組織の充実等の方向もですね、ぜひとも研究、検討していただいてですね、地域の防災力なり、地域のことを守っていただくと、そういう意識の醸成もですね、非常に重要なことと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○**森川雄三委員** おっしゃられることもわかるし、なかなかお金のかかることだもんで、新たに消防署をとというのは大変難しいかもしないけれども、現実としてはもう本当に、そういうように団員も少なくなってくれば、かなり厳しいともあると思うんだよ。だで、せつかく広域連合として消防局をつくっている以上ですね、やはり1市だけで対応っていうんじゃなくて広域も含めてね、やっぱり新たな消防防災と言いますか、そういった計画をしっかりと組んでいただいてきめ細かなね、やっぱり消火体制っていうものをつくっていく必要がありゃしないかと思うんですよ。今どっちかっていうと救急業務でね、広域連合を見てると消火で飛び出すよりか救急業務のほうが大変多くなっていると思うんですよ。そこら辺で予算的というか、経費的なものはどういう割合なのか、そこら辺もやっぱり分析していかなくちゃいけないかと思うし、だで本来のいわゆる防災、消火活動的なしっかりとした組織というものをね、やはり確立してくべきじゃないかなって、こう思うんですよ。そこら辺、ぜひまた広域の中ですね、検討していただきたいし、中山間地は大変ですから、今後本当に誰が消火するか、私70、80になっても消さなくちゃいけないとは思いますが、元気なら消すけど、大変だと思います、これは。ぜひ、検討してください。以上。

○**委員長** いいですか。ほかにございますか。

○柴田博委員 261ページの消防施設費の関係で、小型動力ポンプ2台を買いかえるということなんですけれども、一般的な話として消防団で使ってる、そういう小型ポンプですとか、積載車ですとか、買いかえのときに今まで使ってたものっていうのは、まるっきり使えなくなったわけではないというふうに思うんですが、その辺はどのようなふうに処分されているのでしょうか。

○消防防災課長 小型ポンプにつきましては、地元の希望を聞く中で、自衛消防隊なり、区へ払い下げてるといった状況ですし、積載車、ポンプ車等につきましては、競売をかけたかですね、あるいは前回市役所消防隊のポンプ車につきましては、海外へ寄贈したりといったことがございました。

○柴田博委員 自衛消防隊等に譲るような場合は、もちろん無償で譲っているってことですよね。

○消防防災課長 無償でございます。

○柴田博委員 それからもう1点違う話ですが、広域消防になったときにですね、塩尻市の職員から広域消防のほうへ行った方で、まだ定年になられてなくて残ってる方っていうのは、あと何人くらいいらっしゃるんですか。

○消防防災課長 平成5年に広域消防になってますので、あと25人だということです。

○柴田博委員 25人。一番若い方は何歳くらいですか、今。

○消防防災課長 41歳です。

○柴田博委員 わかりました。いいです。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、今、331ページまで終了といたします。35分まで休憩いたします。

午後4時26分 休憩

---

午後4時32分 再開

○委員長 それでは、全員おそろいのようにございますので、休憩を解いて再開をいたします。

それでは、第2条債務負担行為から第5条歳出予算の流用と歳入全般について一括で説明を受けて本日を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、説明を求めます。

○財政課長 それでは、お願いいたします。歳入全般と、それから第2表、第3表まで説明をさせていただきます。まず14、15ページをお願いいたします。まず1款市税の中で市民税の個人市民税につきましては、本年度の決算見込みを踏まえた中で、前年度対比8,550万円の減でございます。内容につきまして、法人市民税につきましては、製造業を中心にいたしまして、本年度の決算見込みも、これも増加傾向にございましたので、前年度対比1億7,690万円の増を見込んだものでございます。

次に第2項固定資産税につきましては、土地につきましては地下の下落によりまして減が見込まれますけれども、家屋につきましては新築増を見込みまして、全体で前年度対比1億100万円の増額でございます。

続きまして、3項軽自動車税につきましては、これは四輪の乗用自動車、これが増加傾向にございまして、前年度対比550万円の増額を計上をいたしております。

それから、4項市たばこ税でございますが、消費本数の減少に伴う減額もございまして、本年度の決算見込みを踏まえて、それからまた25年度からの税率改定の影響も見込んで、前年度対比5,000万円増の予算額を見込んだものでございます。



次のページをお願いいたします。市税の最後でございますが、都市計画税につきましては、固定資産税の増額に伴いまして、前年度対比840万円の増額を計上いたしております。

次、2款地方譲与税でございます。地方揮発油譲与税から地方交付税までにつきましては、本年度決算見込み、あるいは国の地方財政計画、また長野県の見込額を考慮いたしまして、特に増減率等を考慮いたしまして算出したものでございます。その中で、主なものを申し上げたいというふうに思います。めくっていただきまして、18、19ページの真ん中に配当割交付金がございます。これにつきましては、2,260万円の増額でございますけれども、上場株式の配当、いわゆる支払いにかかわる税の3分の2が市町村に交付されるものでございます。県の収入見込み165.3%ということで、25年度の決算見込みも増額傾向にございますので、県の見込み率を考慮いたしまして、増額を見込んだものでございます。

このページの一番下に地方消費税交付金がございます。前年度対比1億1,960万円の増を見込んだものでございます。これにつきましては、これまで消費税5%のうち1%分が、税率の引き上げに伴いまして8%のうち1.7%と、この消費税の税率が引き上げられるわけでありまして、引き上げ後の税率が適用される、この地方消費税が国、県を経まして市に交付されるまでには一定期間、タイムラグがあるということで、引き上げられた税率全てが対応するものではないということで、県の収入見込み17.7%増により算定をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。20、21ページの10款地方交付税でございます。地方交付税につきましては、地方財政計画では、1.0%の減とされております。ただ25年度決算額、また26年度の基準財政収入額なども見込む中で、前年度と同額を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。12款分担金及び負担金でございます。1項につきましては、前年度と比較をいたしまして、増減の大きなものを中心に説明をさせていただきます。2項の負担金の1目民生費負担金でございますが、384万5,000円の減額でございます。これにつきましては、児童福祉費負担金の中の説明欄の中にごございます保育料につきまして、入園希望者の減に伴いまして、前年度対比634万2,000円減の3億7,000万円余で計上するものでございます。

次、13款のほうに行ってみまして、使用料及び手数料でございます。この13款につきましては、今回の各施設の使用料の改定が反映された予算額となっているものでございます。ただ前年度との比較につきましては、年度によりまして、その施設の利用者数の変動等もありまして、単純に比較することはできませんけれども、今回条例改正の対象となっております使用料、これを金額でトータルをいたしますと、前年度に比べまして420万円余の増額となっているものでございます。この中で22、23ページ、1目総務使用料につきましては、前年度比較で232万円の増額でございますが、これにつきましては、説明欄の中で市民交流センター使用料につきまして、貸館の利用増によるものでございます。

次、24、25ページをお願いいたします。この中で6目商工使用料につきまして、193万7,000円の減でございます。これにつきましては、前年度ここに旧駐車場事業会計の使用料がございました。そのために減額となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。26、27ページでございます。8目教育使用料でございますが、117万3,000円の減でございます。主な理由につきましては、27ページの説明欄、ちょうど中段に中村邸入館料

がございますけれども、ここが146万円の減額の見積もりによるものでございます。27ページの下段のところ保健体育使用料の一覧がございます。この中で下から6番目、小坂田公園市民プール使用料、これにつきましては、ただ唯一据え置きとなったものでございますけれども、あとの使用料につきましては、全て使用料の改定があったものでございます。

次のページをお願いいたします。さらに次のページをお願いいたします。30、31ページでございますが、14款の国庫支出金をお願いいたします。1目民生費国庫負担金、これにつきましては、3,157万5,000円の増額でございます。主な増につきましては、31ページの下から次の33ページ上にかけてございますが、社会福祉費負担金でございまして、内容的には、障害福祉サービス給付費等の増によりまして、自立支援給付費負担金、これが1,959万円増となったのを初めといたしまして、いずれも増額となっているものでございます。33ページの中で児童福祉費負担金、この中で保育所運営費負担金4,214万6,000円につきましては、社会福祉法人2カ所の保育園に対する運営負担金でございまして、入園希望者の増に伴いまして、前年度対比603万4,000円の増額となっているものでございます。

32、33ページ、続いて2項の国庫補助金の1目総務費国庫補助金が下段にございます。6,673万6,000円の増につきましては、33ページの説明欄にございますように、庁舎耐震補強工事、この対象の社会資本整備総合交付金の計上によるものでございます。その下の民生費国庫補助金につきましては、計上額も大きくなっております。また増額も1億9,500万円余と大きなものでございます。これも説明欄にございますが、ふれあいセンター広丘建設事業に、地域介護・福祉空間整備等交付金、また木質ボイラーの設置に対応いたしました森林・林業再生基盤づくり交付金、これを計上したものでございます。そして、何よりも大きな増額となったものにつきましては、一番下にございまして、次のページの一番上にございまして臨時福祉給付金給付費補助金と子育て世帯臨時福祉給付金給付費補助金、合計で2億2,100万円余の新規計上によるものでございます。

次のページをお願いいたします。34、35ページ、この中で4目労働費国庫補助金につきましては、799万7,000円が新規計上でございます。説明欄にございますが、地域少子化対策強化交付金ということで、これにつきましては、国の25年度の補正予算で創設されたものでございまして、結婚、出産、子育て、こうした一貫した切れ目のない支援を行うことを目的にいたしまして、地域独自の取り組みを補助するものでございます。今回、商工費で子育て世代の就労支援事業を計上しておりまして、それに対する補助金の計上でございます。

次、5目農林水産業費国庫補助金につきましては、説明欄の中で農山漁村地域整備交付金、これが新規計上でございます。Fパワープロジェクト関連でございまして片丘エリアの林道整備工事にかかわる補助金でございます。

その下、6目土木費国庫補助金につきましては、前額とは減額になっておりますけれども、額的には7億2,500万円余と大きなものとなっております。説明欄の中で大きなものを申しますと、一番上にございまして3億6,800万円余の対象事業費につきましては、上西条跨線橋工事、あるいはFパワープロジェクトに関連いたします幹線道路整備事業でございます。その下の1億900万円余の対象工事につきましては、堰西えびの子線、ほか2路線の歩道整備事業。1つ飛びまして1億7,100万円余の補助対象事業につきましては、大沢川第二橋、あるいは郷原橋などの道路の長寿命化の改修事業にかかわるものでございます。次のページをお願いいたします。36、37ページ、2節の街路事業費補助金の中でございまして、やはり上から4番目大きな事業費になっております。2億2,990万円の補助対象事業費がございまして、これにつきましては、都市計

画道路、広丘の広丘東通線、西通線の整備、また一番下1億600万円余の補助対象事業費につきましては、広丘駅東パークアンドライド、それから西口の駐輪場整備事業等にかかわる事業費でございます。その下の4節住宅費補助金の耐震分にかかわります社会資本整備総合交付金につきましては、住宅の耐震診断、あるいは耐震改修補助金にかかわる交付金でございます。

それから7目教育費国庫補助金、これにつきましては、前年度780万円余の増額となっておりますけれども、めくっていただきますと39ページの説明欄の上から3つ目、社会資本整備総合交付金（塩尻地区）がございます。550万円につきましては、大門地区センターの建設事業、それからその下、保健体育費補助金の都市公園の交付金350万円につきましては、小坂田のプール、スライダ耐震改修にかかわるもので、いずれも新規計上でございます。

次に15款県支出金のほうにまいります。38、39ページの一番下でございますが、やはり1目民生費県負担金が、前年度対比3,896万2,000円の増額となっております。39ページの説明欄の最初にございますように国民健康保険基盤安定負担金、これが1,580万円の増、また国庫負担金のところでも説明をいたしました。障害福祉サービス給付費の増に伴う自立支援給付費の負担金、こういったものが増となったものでございます。

次、40、41ページをお願いいたします。2項県補助金の中で、下のほうにございます総務費県補助金でございます。41ページの説明欄の2つ目、地方消費者行政活性化事業補助金、これは新規計上でございますけれども、市の消費生活センター運営経費にかかわる10分の10の補助金でございます。その下、合併特例交付金につきましては、26年度はこの防災行政無線のほかに、後で出てまいりますけれども商工費の観光サイン整備に1,270万円余、それから教育費の木曾漆器給食用漆器に196万円、合計いたしまして3,200万円を計上をさせていただいております。

このページの2目民生費県補助金につきましては、前年度対比2,279万1,000円の増額でございます。その主なものにつきましては、次のページ、42、43ページをお願いいたします。2節児童福祉費補助金の中にごございます説明欄の下から2つ目に安心子ども基金事業補助金、これが前年度よりも2,300万円余増額となっております。これは県の基金を活用した事業でございまして、子育て支援センター等が行います地域子ども・子育て支援事業、あるいは子ども課の子ども・子育て支援計画の策定費、また保育士の処遇改善にかかわる事業、こういったものがメニューとして追加されたことによるものでございます。

44、45ページをお願いいたします。4目農林水産業費県補助金につきましては、前年度対比5,861万3,000円の増額でございます。この説明欄の下から2つ目でございますが、強い農業づくり交付金5,000万円の計上が新規でございます。JA塩尻市が行います奈良井ライスセンターの乾燥調整設備設置にかかわります県からのトンネル補助でございます。それから、それより1つ飛んで上でございますが、新規就農・経営継承総合支援事業補助金、これにつきましても10分の10の補助金でございますが、前年度より450万円増額となっております。内容につきましては新たに就農後、5年以内の者を支援する給付金でございまして、対象者の増によるものでございます。その下の欄にございますが、林業費補助金の中の2番目にごございます森林整備地域活動支援事業交付金につきましては、Fパワープロジェクト関連の森林経営計画の策定等にかかわる補助金でございます。

46、47ページをお願いいたします。この中で3項委託金でございますが、総務費委託金につきましては、先ほど歳出のほうでも説明をさせていただきました県知事選、県会議員選の委託金を計上させていただいたものでございます。

次の48、49ページをお願いいたします。16款財産収入でございます。1目財産貸付収入でございますが、前年度より減額になっておりますけれども、説明欄、この中で新規計上につきましては一番下でございます、信州Fパワープロジェクト用地貸付料237万円が新規となったものでございます。

次の50、51ページをお願いいたします。この中で17款寄付金につきましては、5,000万円の減額となっておりますが、前年度につきましては、防災コミュニティ施設整備に対します地元寄附金、この5,000万円を計上していたための減となるものでございます。

次の52、53ページをお願いいたします。18款繰入金、この中で2項基金繰入金でございますが、トータルで100万円の増額でございます。内訳につきましては、53ページの説明欄、財政調整基金につきましては、前年度に比しまして5,000万円の減額の5億5,000万円、それから、道路施設整備基金につきましては、25年度に地域の元気臨時交付金、この交付金を原資に積み立てをいたしました6,000万円を26年度の事業に充当するために、5,000万円増となる1億1,000万円を計上をさせていただきました。また協働のまちづくり基金につきましては、前年より100万円増の400万円というものでございます。他の教育文化、それから減債、福祉基金の繰入額は前年と同額となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。54、55ページ、20款諸収入でございます。一番下でございます3項貸付金元利収入の中で勤労者福祉資金融資預託金元金収入、これにつきましては、前年度対比2,000万円の減額、また中小企業融資あっせん資金預託金元金収入につきましても、前年度対比1億1,500万円の減額でございますけれども、いずれも実態に即しました融資枠に影響のない範囲で減額をいたしましたものでございます。

その下の3目土地開発公社貸付金元金収入につきましては、用地先行取得費の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。56、57ページの一番上でございますふるさと融資貸付金元金収入につきましては、25年度が最終償還年度ということで皆減となったものでございます。

次のページをお願いいたします。58ページ以降が、諸収入のうち雑入でございます。7,400万円余というような減額でございますけれども、特にこの大きな理由につきましては、商工費、後で出てまいりますけれども商工費の中で、前年度駐車場事業会計の決算剰余金3,000万円の計上がございますし、やはり教育費の中で、前年度はスポーツ振興宝くじの助成金、いわゆるtotoからの助成金であります。これが中央スポーツ公園のサッカー場の人工芝化の充当のために5,200万円余の計上があったもの、こういったものの減が7,400万円余の減額になっているというものでございます。

最後に市債に移らせていただきます。66ページからになります。1目総務債につきましては、7億6,000万円余の大きな増額でございます。説明欄でございます庁舎大規模改修の合併特例事業債の増額、それから防災行政無線の緊急防災・減災事業債の新規計上によるものでございます。

その下の民生債につきましても、3億8,800万円余の増額でございます。(仮称)ふれあいセンター広丘の建設工事に充当する合併特例事業債の増額によるものでございます。

3目農林水産業債につきましては、地域活性化事業債、公共事業等債等で、農道などの改修工事費の起債を計

上するものでございます。

それから、次のページをお願いいたします。68、69ページ、土木債のうち1節道路橋梁債につきましては、公共事業等債といたしまして、Fパワープロジェクト関連の幹線道路、あるいは歩道整備にかかわる起債を計上するものでございます。その下の過疎対策事業債につきましては、平沢地区の街なみ環境整備、その下の過疎債につきましては、奈良井の踏切新設等の事業費にかかわるものでございます。2節都市計画債につきましては、広丘西通線、東通線の都市計画街路の整備、あるいは排水路整備、それから広丘駅東口の整備事業にかかわる市債でございます。

それから飛びまして教育債の中の過疎対策事業債につきましては、平沢地区の防災施設整備工事、その下の合併特例事業債につきましては、文化会館の舞台照明設備の改修でございますし、一番下の公共事業等債につきましては、大門地区センターの実施設計にかかわるものでございます。

次のページをお願いいたします。市債の最後、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画に基づきまして前年度と同額を計上するものでございます。歳入は以上でございます。

ページ戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。7ページ、第2表債務負担行為でございます。まず土地開発公社の借入れに対する債務保証でございますが、その土地開発公社の債務保証のほか、次のデジタル移動系防災行政無線整備工事監理委託につきましては、26年度と27年度の2カ年継続して契約をして実施をするために、工事の監理委託と工事費に債務負担行為を設定するものでございます。それから、4番目にございます今泉南テクノヒルズ基盤整備事業でございますけれども、産業団地にかかわります土地開発公社への用地費の支払いにつきまして、これまで32年度までの債務負担行為を設定してございましたけれども、それを34年度までに延長するものでございます。それから一番下の渋沢団地跡地整備事業につきましては、土地開発公社に委託をいたします住宅分譲事業費、この支払いが29年度までの複数年となるために債務負担行為を新たに設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表地方債でございますが、先に歳入のところで説明をさせていただきました市債につきまして、それぞれの起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、本日はこれで終了をしたいと思います。あすまた10時開会でございますので、よろしくお願いいたします。本日は終了いたします。大変御苦労さまでございました。

午後5時03分 閉会

平成26年3月11日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印